

つくば市高齢者福祉計画（第8期）施策進捗状況評価表 令和5年度用

【評価基準】 達成率の数値どおりでなく、内容も含めてご検討していただいた上で、評価をお願いします。  
A：計画を先行して進んでいる。（達成率 101%以上） D：計画に遅れが生じており、努力が必要である。（同59～30%）  
B：計画どおりに進んでいる。（同100～80%） E：計画の見直しの必要性が生じている。（同29%以下）  
C：概ね計画どおりに進んでいる。（同79～60%） -：事業の廃止・中止

|                              | No                  | 主要施策                                                                                                                                                                                                                                                                 | 事業概要            | 担当課                                                                                                                                                                                                                                                                       | 評価                                                                                                                                                                                                                             | 取組状況及び評価の根拠   | 評価事項<br>(単位)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 令和5年度         |        |                                                                                                                                  | 事業の課題                                                                                                                     | 今後の方針                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                     |
|------------------------------|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                              |                     |                                                                                                                                                                                                                                                                      |                 |                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 計画値           | 実績値    | 比率                                                                                                                               |                                                                                                                           |                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                     |
| 第1章 地域包括ケアシステムの深化・推進         |                     |                                                                                                                                                                                                                                                                      |                 |                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |               |        |                                                                                                                                  |                                                                                                                           |                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                     |
| 第1節 地域包括支援センター等の相談窓口や情報共有の充実 |                     |                                                                                                                                                                                                                                                                      |                 |                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |               |        |                                                                                                                                  |                                                                                                                           |                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                     |
| 1-1                          | 地域包括支援センターの充実       | 1                                                                                                                                                                                                                                                                    | 地域包括支援センターの運営体制 | 市では、情報の共有と支援方針の統一を図るため、平成23年度より直営の1カ所で地域包括支援センターを運営していました。<br>高齢者に対して、より身近な存在となり、地域に密着した支援や迅速な対応を行うため、日常生活圏域のうち平成29年10月に、筑波圏域と茎崎圏域、平成31年4月に大穂豊里圏域と谷田部西圏域、令和2年4月に桜圏域、令和2年10月に谷田部東圏域に地域包括支援センターを設置し、つくば市全圏域にセンターを設置しました。                                                    | 地域包括支援課                                                                                                                                                                                                                        | B             | 統括的役割として直営の地域包括支援センターを設置するとともに市内6カ所に委託型の地域包括支援センターを設置して、各圏域の特性に応じたネットワーク構築を進めるとともに地域の身近な相談窓口として迅速な相談対応を行った。<br>また、地域包括支援センター職員の対応力向上及び平準化のため、継続して関係機関との意見交換会等の機会を設け、知識の向上及び蓄積と関係機関との連携の強化を行った。                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | センター数<br>(カ所) | 7      | 7                                                                                                                                | 100%                                                                                                                      | 高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう支援するための身近な相談窓口として、地域包括支援センターの認知度向上と対応力の向上を目指す必要がある。                                                                                                | 各圏域の特性に応じたネットワークを構築するとともに広報活動を継続する。また、対応能力向上のため、引続き事例共有や関係機関との意見交換の場を設ける。                                                           |
|                              |                     | 2                                                                                                                                                                                                                                                                    | 在宅医療・介護連携の推進    | 高齢者が住み慣れた地域に必要な医療サービス及び介護サービスを一体的に受けられることで、安心して在宅生活を続けられるように、医療及び介護に係る関係機関の調整並びに連携の強化を図り、在宅医療・介護連携を推進します。                                                                                                                                                                 | 地域包括支援課                                                                                                                                                                                                                        | B             | 在宅医療介護連携推進協議会及び実務部会を通して課題抽出と事業計画を立案し、計画に沿って市民向け啓発講座の開催や情報冊子の発行、医療と介護の専門職間の研修を実施した。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |               |        |                                                                                                                                  |                                                                                                                           | 市民の在宅医療に関する認知度向上に向けた普及啓発が必要である。<br>医療と介護の専門職間の切れ目のない連携構築に向けたICTツールの導入の検討が必要である。                                                                                               | 啓発講座等をととして、市民に対して在宅医療の普及啓発を行う。<br>ICTツールに関して、他の自治体の取組状況を調査し、庁内関係部署とも協議をしながら検討を進める。                                                  |
|                              |                     | 3                                                                                                                                                                                                                                                                    | 地域ケア会議の充実       | 医療・介護・保健・福祉・法律等の多職種が協働し、高齢者等の個別課題の解決に向けた協議をして、介護支援専門員等をはじめとするケアチームによる自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めます。また、個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化するとともに、共有された地域課題の解決のため、「生活支援体制整備推進会議」において検討し、必要な社会資源開発や地域づくり、さらには政策形成につなげます。                                                        | 地域包括支援課                                                                                                                                                                                                                        | B             | つくば市地域ケア会議では、生活支援体制整備事業推進会議と同時開催し、抽出された地域課題であるごみ出し支援と移動支援についての作業部会（タスクフォース）を結成し、それぞれの地域課題について提言書の提出、移動支援セミナーの開催という具体的な取組に結び付けた。また、さらなる地域課題の解決に向けて今後の会議の在り方について協議を行った。<br><br>圏域別ケア会議では、各委託地域包括支援センターが主導し、事例検討を通して新たな社会資源の共有や多職種連携、また地域課題の可視化ができた。当初の目標値である36回（各圏域6回ずつ）より24回（各圏域3回ずつ）に開催回数を減らすことにより、各地域包括支援センターが会議の準備を入念に行うことができ、圏域における個別課題の解決、多職種のネットワーク構築に資する会議となった。自立支援型個別ケア会議では、自立支援・重度化予防に基づく助言から課題解決に結びつける会議を行えた。今年度から、各圏域で行うクイックケア会議、困難事例を取り扱うピックアップケア会議を整備し、事例の内容ごとに適切に検討を行う体制が整えることができた。 | 回数<br>(回)     | 36     | 24                                                                                                                               | 66.67%                                                                                                                    | つくば市地域ケア会議についてはR6年度から単独開催となり、地域課題解決に向けた具体的な政策立案や資源開発に資する会議とするため、会議組織体制を整える必要がある。                                                                                              | つくば市地域ケア会議については、会議員を再編し、R3年度、4年度の個別ケア会議検討事例から抽出された地域課題のうち、優先度の高かった「介護力」「認知症・精神疾患」について、専門職を含む会議員によって検討を行う。                           |
|                              |                     |                                                                                                                                                                                                                                                                      |                 |                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 参加職種<br>(種)   | 20     | 25                                                                                                                               | 125%                                                                                                                      | 一方、医療、介護、福祉や障害、ヤングケアラー、精神疾患等と他分野にまたがる困難事例が増加してきており、個別課題の解決に向けた多分野とのネットワーク構築が必要となる。                                                                                            | 個別ケア会議については、各地域包括支援センターでのクイックケア会議、圏域別ケア会議の開催を支援すると同時に、困難事例に対しては適宜ピックアップケア会議の開催を調整していく。また、自立支援型個別ケア会議について、本人参加の会議を推進し、介護予防に向けた支援を行う。 |
|                              |                     |                                                                                                                                                                                                                                                                      |                 |                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 事案件数<br>(件)   | 36     | 24                                                                                                                               | 66.67%                                                                                                                    |                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                     |
|                              |                     | 4                                                                                                                                                                                                                                                                    | 生活支援体制の整備       | 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、高齢者をはじめ、住民が担い手として参加する住民主体の活動や、NPOや地縁組織などの多様な主体による多様なサービスを提供する体制を構築していきます。<br>具体的には、定期的な情報の共有・連携強化の場として中核をなす「協議体」の設置や生活支援サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす調整役として「生活支援コーディネーター」を配置し、多様な主体と連携をとりながら、互助を基本とした高齢者を支える地域の支え合い・助け合いの体制づくりを推進していきます。 | 地域包括支援課                                                                                                                                                                                                                        | B             | 第1層協議体については、つくば市地域ケア会議と同時開催し、抽出された地域課題であるごみ出し支援と移動支援についての作業部会（タスクフォース）を結成し、それぞれの地域課題について提言書の提出、移動支援セミナーの開催という具体的な取組に結び付けた。取組実施にあたっては、庁内関係各課と連携して地域課題に対する協議をし、協働して行うことができた。<br>また、今後のよりよい会議の在り方について協議を行った。<br>第2層協議体については、それぞれの圏域で2回ずつの地域支え合い会議を開催し、各圏域での取組みの共有と、新たな支え合いの活動創出のための話し合いを行うことができた。また、各圏域で生活支援コーディネーターが地域住民と連携を持ち協働する中で、さまざまな住民主体の取組みが推進された。                                                                                                                                          |               |        |                                                                                                                                  |                                                                                                                           | R6年度から生活支援体制整備推進会議（第1層協議体）を単独で開催することとなり、第2層協議体と連動した住民主体の会議とすべく、会議の構成員や内容を大幅に見直す必要がある。また、各圏域で取組まれている住民主体の活動について、事業の中での位置づけの整理を行うとともに、住民が活動しやすい体制づくりを、庁内関係各課とも連携しながら行っていく必要がある。 | 住民主体の会議とすべく、第1層協議体、第2層協議体ともに会議内容や開催形態について検討し、実施していく。また、庁内関係各課及び関係機関、関連事業との連携、協働し、住民主体の活動の活性化のための環境を整備していく。                          |
| 5                            | 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 | 地域包括ケアネットワークを活用しながら、医療と介護の連携強化に努め、介護支援専門員、主治医をはじめ、地域の様々な関係者が連携・協働することで、保健・医療・福祉・その他の生活支援サービスなどを含め、地域における様々な資源を活用し、途切れることなく、施設・在宅を通じた地域における生活を支援しています。<br>また、高齢者の介護予防ケアマネジメント、要支援認定者の介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図ることにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを行っています。 | 地域包括支援課         | A                                                                                                                                                                                                                                                                         | 介護支援専門員が抱える困難事例の対応等について、ケアマネジメントプロセスの視点から介護支援専門員に助言等を行うことで、利用者の新たな課題の気づきとなり、具体的な支援につなげることができた。<br>つくばケアマネジャー連絡会に対して役員と連携しながら役員会、定例会の開催を支援し、組織改編により自律的な活動に向けた後方支援を行った。また包括的継続的ケアマネジメント支援として、介護支援専門員の技能の向上につながるよう専門的な研修会を3回実施した。 | 延べ参加者数<br>(人) | 990                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 970           | 97.98% | 多様化する相談に対して、地域包括支援センターのみならず、地域の主任介護支援専門員の相談援助技術の維持及び向上への支援が必要である。<br>また、地域のネットワーク構築において、利用者に必要なインフォーマルサポートも踏まえたネットワーク構築を図る必要がある。 | 多様な生活課題を抱える高齢者等が地域でその人らしい生活が継続できるよう、支援に関わる介護支援専門員の専門性向上及び介護支援専門員から相談を受ける主任介護支援専門員の相談援助技術の向上のため、相談実態を把握し、実態に応じた研修会を実施していく。 |                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                     |
| 6                            | 地域見守りネットワーク事業       | 住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けられるように、地域の方から選任した「ふれあい相談員」や見守りを直接行う「見守り支援員」と社会福祉協議会が協力し、見守りが必要な方に対し地域で見守ることができる仕組みづくりを進めています。<br>必要に応じて専門機関や行政と連携し、地域の安心を支える活動です。<br>①近隣住民によるさりげない見守り活動、②気になる方への「見守りチームづくり」、③孤立した要援護者の発見と報告、これら3つの役割を柱とし、この活動を支援する地域の組織づくりも同時に推進しています。           | 社会福祉協議会         | C                                                                                                                                                                                                                                                                         | ふれあい相談員設置数は、目標（190名）に達しなかったものの、地域の様々な方の理解と協力により117名（目標達成率61%）となっている。見守り登録者が死亡、施設入所等により306名となっている。ふれあい相談員と民生委員の顔合わせを兼ねた懇談会を持つことで、地域の状況について情報共有を図ることができ、見守り活動についても連携しながら取り組んでいる地域も増えつつある。                                        | 相談員数<br>(人)   | 190                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 117           | 61.58% | 地域によっては、ふれあい相談員を早急に設置する必要がある。                                                                                                    | 必要な地域へのふれあい相談員設置のため区長や民生委員と連携しながら、その地域に適した人材の設置に向けて積極的に働きかける。                                                             |                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                     |
|                              |                     |                                                                                                                                                                                                                                                                      |                 |                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                | 登録者数<br>(人)   | 460                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 306           | 66.52% | 登録者の施設入所、死亡、転居等が顕著である。                                                                                                           | 新規登録者獲得のため事業PRを積極的に行う。                                                                                                    |                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                     |

|                                                                                                                                                                                                                  |                        |                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                     |                     |                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                 |                         |                         |                                                             |                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【評価基準】達成率の数値どおりでなく、内容も含めてご検討していただいた上で、評価をお願いします。<br>A：計画を先行して進んでいる。（達成率 101％以上） D：計画に遅れが生じており、努力が必要である。（同59～30％）<br>B：計画どおりに進んでいる。（同100～80％） E：計画の見直しの必要性が生じている。（同29％以下）<br>C：概ね計画どおりに進んでいる。（同79～60％） -：事業の廃止・中止 |                        |                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                     |                     |                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                 |                         |                         |                                                             |                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                 |
| つくば市高齢者福祉計画（第8期）施策進捗状況評価表 令和5年度用                                                                                                                                                                                 |                        |                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                     |                     |                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                 |                         |                         |                                                             |                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                 |
|                                                                                                                                                                                                                  | No                     | 主要施策                                                                                                                                                         | 事業概要                                                                                                                                                                                                                | 担当課                 | 評価                                                                                                                     | 取組状況及び評価の根拠                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 評価事項<br>（単位）    | 令和5年度                   |                         |                                                             | 事業の課題                                                                                                                                                       | 今後の方針                                                                                                                                                                                                                                           |
|                                                                                                                                                                                                                  |                        |                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                     |                     |                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                 | 計画値                     | 実績値                     | 比率                                                          |                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 1-2                                                                                                                                                                                                              | 介護・福祉サービスの情報提供・相談体制の充実 | 1 市民に対する情報提供                                                                                                                                                 | 市民に対して、要介護（支援）認定申請方法、サービスの利用手続きや保険料の賦課・徴収の仕組みなど、介護保険全般に関するわかりやすい情報の提供を広報紙や市民べんり帳、ホームページを通じて周知しています。                                                                                                                 | 介護保険課・高齢福祉課・地域包括支援課 | B                                                                                                                      | 【介護保険課】広報紙や安心ささえる介護保険、ホームページ、ハートページ、在宅医療と介護のサービスマップなどの冊子を利用して、市民に対し、要介護（支援）認定申請方法、サービスの利用手続きや保険料の賦課・徴収の仕組みなど、介護保険全般に関する情報の提供を行った。<br>【高齢福祉課】介護サービス事業所や有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の情報について、ホームページへの掲載や窓口での案内により周知している。計画どおり推進しているため、B評価とする。<br>【地域包括支援課】イベントや講座等の情報を適宜広報誌やホームページに掲載し広く市民への周知を行った。また、在宅医療と介護のサービスマップ、高齢者の地域包括ケアのためのミニ知識、認知症ケアパス等の内容を更新し、相談を受けた際に活用するとともにホームページにも記載することで周知を行った。 |                 |                         |                         |                                                             | 【介護保険課】介護保険制度について、介護サービスを利用する前の方や若い世代等への更なる周知が必要である。<br>【高齢福祉課】ホームページや窓口で案内を行っているものの、未だ認知度が低い傾向にある。<br>【地域包括支援課】支援を必要とする方に適切に情報提供できるよう、情報の周知方法を工夫していく必要がある。 | 【介護保険課】従来の冊子や広報、ホームページでの周知方法について、配布部数や配布場所の見直しのほか、より見やすい媒体の導入を検討する。<br>【高齢福祉課】引き続きホームページや窓口で事業所情報の周知を行う。インターネット利用や来庁が難しい方に対しては、資料を郵送するなど、柔軟な対応を行う。<br>【地域包括支援課】定期的に内容を更新しホームページにも掲載することで市民に最新の情報を提供するとともに、委託している地域包括支援センターと協力し状況に応じた柔軟な情報提供を行う。 |
|                                                                                                                                                                                                                  |                        | 2 介護事業所等関係者に対する情報提供                                                                                                                                          | 在宅介護を支援する介護支援専門員（ケアマネジャー）等に対して、各介護事業所の運営状況や利用者の受入状況及びインフォーマルの地域資源に関する情報の集約と提供を、地域ケア情報の見える化サイトを活用して行っています。                                                                                                           | 地域包括支援課             | C                                                                                                                      | 介護支援専門員等が、介護保険サービス及びインフォーマルな地域資源の情報を取得できるよう情報検索サイトを活用して情報が見える化し、状況にあわせた支援を継続しました。<br>利用状況に課題はあるが、概ね計画どおり進んでいるためC評価とする。                                                                                                                                                                                                                                                                |                 |                         |                         |                                                             | 情報検索サイトについて、介護支援専門員や事業所、地域包括支援センターなどに対しての周知が十分でなく、利用が促進されていない状況である。                                                                                         | 介護保険サービス及びインフォーマルな地域資源の情報の整理を継続するとともに、事業所等に対してサイトの周知を継続し、利用の促進する。                                                                                                                                                                               |
|                                                                                                                                                                                                                  |                        | 3 出前講座                                                                                                                                                       | 地域の住民グループの要請に応じて集会場や地域交流センターなど地域に出向き、希望に沿った福祉に関する講話や福祉制度の説明等を行うことにより、福祉等への関心を高め、地域福祉活動のきっかけをつくります。<br>また、市民に対する福祉啓発を行うとともに、地域で行われている福祉活動への支援を図っています。                                                                | 介護保険課・地域包括支援課       | B                                                                                                                      | 【介護保険課】制度への関心を高めるため、申し込みがあった団体等の希望に沿った内容で行うなど、要請に応じて柔軟に取り組むことができた。また実施回数についても目標値を達成することができた。<br>【地域包括支援課】講座に参加する方の利便性向上のため、オンラインで実施する等、講座開催を要請された住民グループと協議の上、柔軟な講座運営を行った。また、講座内容についても、事前に打ち合わせを行い、毎回住民グループのニーズに沿った内容を実施しているため、開催回数は目標に達していないが、取組状況を総合的に勘案しB評価とした。                                                                                                                     | 実施回数<br>（回）     | [介護]<br>5<br>[包括]<br>50 | [介護]<br>5<br>[包括]<br>11 | 29.09%                                                      | 【介護保険課】事業の啓発や制度への関心を高めるためには、希望に沿った内容で講座を開催する必要がある。<br>【地域包括支援課】より多くの方に参加してもらえよう、出前講座の啓発を行うとともに開催方法の工夫が必要。                                                   | 【介護保険課】制度への関心を高めるため、引き続き申し込み者の希望に沿って理解しやすい内容で講座を行うなど、要請に応じて柔軟に開催していく。<br>【地域包括支援課】委託している地域包括支援センターとも連携し出前講座の普及啓発を行うとともに、引き続き要望に沿った柔軟な開催に努める。                                                                                                    |
|                                                                                                                                                                                                                  |                        | 4 総合相談支援事業                                                                                                                                                   | 地域の高齢者の総合相談窓口として、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握して、地域における適切なサービス、関係機関又は制度の利用につなげる等の支援を行っています。                                                                                               | 地域包括支援課             | B                                                                                                                      | 地域包括支援センター職員の職種ごとの専門性を向上できるよう、職種別ミーティングを実施した。また、複合的な課題を有するケースへの対応力向上のために継続して関係機関との意見交換会を実施し、幅広い知識の蓄積と関係機関との顔の見える関係性の構築を行った。<br>実相談者数、延べ相談件数とも目標値を下回っているが、年間を通して地域の身近な相談窓口として十分な活動が出来ており、事業の内容として、相談数の増減のみで評価することは適さないため、総合的に判断しB評価とする。                                                                                                                                                | 実相談者数<br>（人）    | 6,600                   | 4,406                   | 66.76%                                                      | 複合的な課題を抱えるケースが増加し、地域包括支援センターのみで解決が困難であったり、解決までに時間を要するケースも多いため、継続した対応能力向上のための取組が必要である。                                                                       | 対応事例の共有や関係機関との意見交換会等を継続して実施することで相談対応力の向上を図っていく。                                                                                                                                                                                                 |
|                                                                                                                                                                                                                  |                        |                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                     |                     |                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 延べ相談件数<br>（人）   | 11,400                  | 9,072                   | 79.58%                                                      |                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                 |
|                                                                                                                                                                                                                  | 5 介護サービス相談員派遣事業        | 介護サービスを提供している事業所に、介護相談・地域づくり連絡会が主催する介護サービス相談員養成研修を受講した相談員を派遣し、利用者からの介護サービスに関する疑問や不安、また、職員に直接言いにくいことなどの相談に応じて、介護サービス提供事業所との橋渡しをしながら、問題の改善や介護サービスの質の向上を図っています。 | 介護保険課                                                                                                                                                                                                               | C                   | 新型コロナウイルスの影響により実施できていなかったが、入所施設で受け入れ可能な事業所を対象に派遣を再開した。再開前に比べて受け入れ可能な施設が減っているものの、定期的に訪問することができていることから、一定の事業効果があると考えられる。 | 延べ事業所数<br>（か所）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 198             | 78                      | 39.39%                  | 利用者の介護サービスに関する疑問や不安を解消し、介護サービスの質を向上させるためには、受け入れ施設を増やす必要がある。 | 事業所と調整を行い、現在受け入れ可能となっている入所施設以外の施設への訪問も増やしていく。                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                 |
|                                                                                                                                                                                                                  |                        |                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                     |                     | 受入事業所数<br>（か所）                                                                                                         | 40                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 20              | 50.00%                  |                         |                                                             |                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 第2章 認知症地域支援や成年後見制度の利用の促進                                                                                                                                                                                         |                        |                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                     |                     |                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                 |                         |                         |                                                             |                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 第1節 認知症高齢者の支援                                                                                                                                                                                                    |                        |                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                     |                     |                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                 |                         |                         |                                                             |                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 1-1                                                                                                                                                                                                              | 認知症高齢者の支援              | 1 認知症サポーター養成事業                                                                                                                                               | 認知症サポーター養成講座を地域や職域、学校などで開催し、講座を通じて、認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の方や家族を温かく支援する認知症サポーターを、キャラバン・メイト（ボランティア）と協力して養成します。また、認知症サポーター養成講座を受講された方で、「もっと活動したい」「スキルアップをしたい」という方に対して、ステップアップ講座を開催しています。令和2年3月31日現在で16,519名を養成しています。 | 地域包括支援課             | B                                                                                                                      | 認知症の正しい理解の促進について、オンライン講座を開催するなど、企業や、市民が受講しやすいように柔軟な対応を行った。また、若い世代へは、小学生向けや児童館での講座を開催できた。課題としている幅広い世代への講座が開催を実施できたことで評価をBとした。                                                                                                                                                                                                                                                          | サポーター養成数<br>（人） | 2,500                   | 912                     | 36.48%                                                      | 認知症サポーターへのアンケートから、地域の少しずつ見守り支援が展開されていることが分かったが、引き続き幅広い世代、特に若い世代への周知が課題である。                                                                                  | つくば市キャラバン・メイトの協力を得ながら、引き続き認知症サポーター養成講座を実施していく。認知症サポーターがいる企業等の協力を得るなどし、認知症の正しい理解を地域に広めていく。                                                                                                                                                       |
|                                                                                                                                                                                                                  |                        | 2 認知症声かけ模擬訓練                                                                                                                                                 | 認知症高齢者が行方不明になる問題の増加は、大きな社会問題となっています。地域と連携し、認知症による外出行動を想定した高齢者役に声かけする模擬訓練を行い、安心して生活できる地域づくりをしています。                                                                                                                   | 地域包括支援課             | E                                                                                                                      | 生活支援コーディネーターと連携し、地域型として希望を募ったが、市内から希望の声がなく実施に至らなかった。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 参加者数<br>（人）     | 220                     | 0                       | 0.00%                                                       | 認知症声掛け模擬訓練を知っており、必要性を理解している地区もあるが、実施日等の調整を行うことが困難であったり、人が集まらないという現状がある。                                                                                     | 生活支援コーディネーターから、地域の集いの場に向けて、声かけ模擬訓練の説明を行い、地域で実施ができるよう働きかける。つくば市お出かけ見守りシールの読み取り訓練実施も同時に実施し、地域の見守り支援の必要性を伝えていく。                                                                                                                                    |
|                                                                                                                                                                                                                  |                        | 3 認知症ケアパスの確立                                                                                                                                                 | 認知症ケアパスとは、認知症を発症したときから生活機能障害が進行していく中で、その進行状況にあわせていつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのかをあらかじめ標準的に決めておくもので、国においては、地域に応じた認知症ケアパス（状態に応じた適切なサービス提供の流れ）の作成と普及が推進されています。                                                          | 地域包括支援課             | B                                                                                                                      | 令和4年度リニューアルした認知症ケアパスを地域包括支援センターを始め、市内各所へ配布し、認知症に関する情報の発信を行うことができた。4000部配布。                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                 |                         |                         |                                                             | 市民が認知症について正しく理解し、必要とする情報が提供できるよう、定期的な内容の見直しが必要である。                                                                                                          | 認知症地域支援推進員とともに、認知症ケアパスの内容の精査を行いつつ、活用について多様な手段で促進していく。                                                                                                                                                                                           |
|                                                                                                                                                                                                                  |                        | 4 認知症カフェ                                                                                                                                                     | つくば市内に住所を有する認知症高齢者及びその家族並びに地域住民を対象にし、レクリエーション講演会など本人の生活意欲の向上のための企画や専門職による介護者への相談支援、地域の人の認知症理解のための啓発などを行います。                                                                                                         | 地域包括支援課             | B                                                                                                                      | 令和5年10月から谷田部東地区に新たな認知症カフェが開設し、市内8か所での開催が実現した。これにより、市内7圏域中全ての圏域でのカフェ開催が実現し、市民がより気軽に参加できる環境が整いつつある。カフェ開催数についても、新規カフェの開設に加え、新型コロナウイルスに対する規制が緩和されたことから増加した。一方で、参加者数については目標値と比較し、伸び悩みが顕著である。しかしながら、延べ参加者数及び回数当たりの参加者数については増加傾向にあることからB評価とする。                                                                                                                                               | 開催数<br>（回）      | 84                      | 82                      | 97.62%                                                      | 参加者が固定化し、新規参加者の獲得に苦慮しているカフェが多いことが、参加者数の伸び悩みの原因であると考えられる。「認知症カフェ」という名称から参加対象が分かりづらい、実施内容が分からないという意見が市民から挙がることもあり、対象及び実施内容についてより詳細に周知していく必要がある。               | 市広報誌や、認知症関連のイベントでのより活発な周知活動に加え、チラシやホームページの掲載情報の見直しを行い、すべての地域住民が気軽に参加できる交流の場であることを発信していく。                                                                                                                                                        |
|                                                                                                                                                                                                                  |                        |                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                     |                     |                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 延べ参加者数<br>（人）   | 1,260                   | 774                     | 61.43%                                                      |                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                 |



つくば市高齢者福祉計画（第8期）施策進捗状況評価表 令和5年度用

【評価基準】達成率の数値どおりでなく、内容も含めてご検討していただいた上で、評価をお願いします。  
A：計画を先行して進んでいる。（達成率 101％以上） D：計画に遅れが生じており、努力が必要である。（同59～30％）  
B：計画どおりに進んでいる。（同100～80％） E：計画の見直しの必要性が生じている。（同29％以下）  
C：概ね計画どおりに進んでいる。（同79～60％） -：事業の廃止・中止

|                     |                 | No | 主要施策               | 事業概要                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 担当課         | 評価 | 取組状況及び評価の根拠                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 評価事項<br>(単位)                      | 令和5年度            |                  |                      | 事業の課題                                                                                                                                                                                                                         | 今後の方針                                                                                                                                         |
|---------------------|-----------------|----|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|------------------|------------------|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                     |                 |    |                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |             |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                   | 計画値              | 実績値              | 比率                   |                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                               |
|                     |                 | 5  | 認知症初期集中支援チーム       | 複数の専門職（認知症初期集中支援チーム）が、認知症が疑われる人や生活上の困難を抱えている認知症高齢者及びその家族を自宅訪問し、複数の専門職による生活状況の観察・評価を行い、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立支援のサポートを行います。                                                                                                                                                             | 地域包括支援課     | C  | 各地域包括支援センターの認知症地域支援推進員と連携をとりながら、対象者の把握を行い、初期集中支援チームでの対応が必要なケースについて協力しながら、対応することができた。委託地域包括支援センターと初期集中支援チームの連携を強化するための交流会や月1回の認知症地域支援推進員打合せを通してケース選定を行った。<br>本事業については令和元年度からとよさと病院に北部チームを委託し、北部、南部の2チーム体制で実施してきた。その中で、市内の各圏域に委託地域包括支援センターが設置され、認知症に関する相談の第一線が委託包括に移り、認知症地域支援推進員の配置もされ、認知症の相談対応のスキルの向上とともに初期集中支援チームでの対応件数が年々減少傾向にある。<br>新規支援者の数は計画値よりも少ない状況は続いているが、概ね計画どおりに進んでいるためC評価とする。 | 新規支援者数<br>(人)                     | 50               | 8                | 16.00%               | 認知症の相談対応は主に地域包括支援センターが中心となっている中で初期集中支援チームの位置づけと委託包括との連携や役割分担について再確認する必要がある。                                                                                                                                                   | 認知症初期集中支援チームに関してはとよさと病院認知症疾患医療センターへ全圏域を委託し、認知症に関する相談体制を明確化させる。<br>引き続き様々なケースに対応できるように研修や事例検討を実施し、チーム員のスキルアップにも努める。                            |
|                     |                 | 6  | 認知症高齢者等SOSネットワーク事業 | 行方不明のおそれのある認知症高齢者を事前登録し、行方不明になった場合に、早期に発見できるよう認知症支援メール登録者と協力事務所に情報発信し、支援体制を構築し、高齢者の安全と家族等への支援を行います。                                                                                                                                                                                          | 地域包括支援課     | A  | 認知症サポーター養成講座内での周知の成果もあり、認知症支援メールの登録者は増加傾向にある。また、令和6年度からは既存のおかえりマークに代わり新たに二次元バーコード付きの保護支援シールの導入が決定し、行方不明発生時のより迅速な保護に向けた環境整備が進んでいることからA評価とする                                                                                                                                                                                                                                              | メール登録数<br>(件)                     | 800              | 1,146            | 143%                 | 昨年度、警察から保護の情報提供があった認知症高齢者等について、SOSネットワークの事前登録を行っていない方が多かったことから、サービスの対象となる市民に十分に情報が届いていない可能性がある。                                                                                                                               | 介護事業所の職員や民生委員など、直接認知症高齢者と関わる機会が多い関係者に対し、当事業の概要と事前登録の重要性を周知することで、行方不明になる可能性が高い市民に情報が届くようにする。                                                   |
|                     |                 | 7  | 認知症高齢者等保護支援事業      | 認知症により行方不明のおそれのある高齢者を介護している家族に対して、認知症の高齢者が身につける位置情報端末機の貸与を行い、行方不明時に家族がインターネットや電話で位置情報等を確認できるシステムを提供することで、高齢者の保護を支援しています。                                                                                                                                                                     | 地域包括支援課     | B  | 昨年度同様、認知症等の症状により行方不明になる恐れのある高齢者及び家族に対し、持ち運び可能な位置情報端末機（靴収納型）の貸与を行った。昨年度と比較し利用者数は減少したものの、目標値付近を推移している。また、SOSネットワーク事前登録者を対象に位置情報端末の貸与に関する調査を行い、当事業の需要や課題について把握することができたことからB評価とする。                                                                                                                                                                                                          | 利用者数<br>(人)                       | 14               | 13               | 92.86%               | 利用者が10名前後を推移しており、今後の事業展開について検討していく必要がある。実施したアンケートの結果においても、携帯電話を位置情報の把握のために使っている、靴収納型に魅力を感じない等の意見が挙がっており、市民のニーズに沿った事業展開の必要性がある。                                                                                                | アンケートの結果や周辺自治体の取り組みを踏まえ、今後の事業の継続について引き続き検討をしていく。                                                                                              |
| 第2節 権利擁護の推進         |                 |    |                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |             |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                   |                  |                  |                      |                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                               |
| 2-1                 | 権利擁護の推進         | 1  | 権利擁護事業             | 地域の住民、民生委員、介護支援専門員（ケアマネージャー）等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるように専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のため必要な支援を行っています。<br>高齢者虐待の対応では、通報・相談機関として位置づけられ、関係者のネットワークを構築して虐待発生の防止、被虐待者の保護、養護者への支援など問題解決に向けた取り組みを図っています。                                  | 地域包括支援課     | B  | 介護保険サービス事業所の職員に対して虐待防止研修を実施したことで不適切なケアや虐待防止に関する啓発を行うことができた。また、個別のケースに関しては、委託地域包括支援センターと連携し、高齢者の権利侵害を防ぐ取組を行った。<br>成年後見制度については、つくば成年後見センターと連携して市民に対して啓発活動を行う他、成年後見制度を必要とする方に対しては市長申し立てを行うなど適切に対応した。                                                                                                                                                                                       |                                   |                  |                  |                      | 高齢者虐待に関しては、対応が困難な事例も多いため、適切な対応ができるよう対応能力の向上に向けた取組が必要である。<br>成年後見制度に関しては、支援を必要とする方が適切に制度を利用できるよう継続した普及啓発活動が必要である。                                                                                                              | 高齢者虐待に関しては、対応マニュアル等を活用して職員の対応力の向上と平準化を図る。<br>成年後見制度に関しては、つくば後見センターと連携し啓発講座を行うなど市民に対して広報活動を行う。                                                 |
|                     |                 | 2  | 日常生活自立支援事業         | 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等が、地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等とそれに伴う日常的金銭管理を支援するものです。<br>判断能力が不十分な方（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な方）で、なおかつ本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる方が対象となります。<br>茨城県社協からの委託事業となっており、三者契約（本人、茨城県社協、つくば市社協）となります。 | 社会福祉協議会     | C  | (1) 専門員7名（兼務5名）、生活支援員18名<br>(2)実績<br>ア 福祉サービス利用手続き及び日常的金銭管理の援助2,980回<br>イ 利用料1,100円/時間（生保受給者免除）<br>ウ 契約者数32名(認知症高齢者8名、知的障害者6名、精神障害者18名)<br>(3) 書類預かりサービスの実施<br>ア 利用料…500円/月（生保受給者免除）<br>イ 契約者数…12名(認知症高齢者2名、知的障害者1名、精神障害者9名)                                                                                                                                                            | 契約件数<br>(件)                       | 60               | 42               | 70.00%               | ア 新規相談は多いものの、契約に至る判断能力が認められなかったり、本人の利用意向がなかったりという状態が多い。<br>イ つくば市特有の環境因子として、居住可能面積が県内1位であることから、他市町村に比べて支援の経費が、県社協想定よりも上回る傾向にある。<br>ウ 支援現場では事業の利用により、金銭管理を早く安定させるなどの即効性を期待されるが、判断能力の低下を確認するガイドライン調査が義務付けられており、契約までに平均約2ヵ月を要する。 | 福祉サービスの利用援助や日常的金銭の管理、書類等の預かりのサービスを提供するとともに、判断能力の低下が認められる方には、成年後見制度利用への円滑な移行を支援するため、継続して実施していく。<br>日常生活自立支援事業を必要とする方が適切に利用できるように、支援者等への周知に努める。 |
|                     |                 | 3  | 高齢者の消費者トラブルの防止     | 消費生活の安全対策は、住民の暮らしに直接関わる問題であり、高齢者をはじめ住民全体が正しい認識を持ち、地域でも支えられるように取り組むため、消費生活支援センターと連携し被害救済・相談業務を行い、消費者教育（学校教育や社会教育との連携）、広報紙、パンフレット等を通じて正しい情報の提供に努めます。                                                                                                                                           | 地域包括支援課     | B  | 消費者被害に関連する情報共有を行い、市、委託地域包括支援センター、消費生活センターが連携して対応することで消費者被害の防止や被害の拡大を防ぐことができた。                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                   |                  |                  |                      | より効果的な消費者被害の防止や被害を発見した際の迅速な対応につながるよう、消費生活センター等との連携を強化する必要がある。                                                                                                                                                                 | 消費生活センターとの意見交換会を行うなど、顔の見える関係性の強化を行っていく。                                                                                                       |
| 第3章 介護予防や健康づくりの推進   |                 |    |                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |             |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                   |                  |                  |                      |                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                               |
| 第1節 介護予防・日常生活支援総合事業 |                 |    |                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |             |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                   |                  |                  |                      |                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                               |
| 1-1                 | 介護予防・生活支援サービス事業 | 1  | 基準緩和型訪問サービス        | 生活援助については新たな担い手によるサービス提供が行われ、有資格者は有資格者のみが行える身体介護業務に比重を移していくことにより、介護サービス全体の人材確保につながるような仕組みを構築していきます。                                                                                                                                                                                          | 介護保険課・高齢福祉課 | C  | 令和元年度までに養成したつくば市生活支援サポーターは34名。受講希望者及び就労希望者が少なく現在は休止している。<br>概ね計画どおり事業を推進しているためC評価とする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                   |                  |                  |                      | 生活支援サポーターの養成講座が再開できておらず、今後の事業実施についての検討が必要な状況になっている。                                                                                                                                                                           | 生活援助従事者研修（国）の修了者も含め、介護人材の有効活用を促していく。                                                                                                          |
|                     |                 | 2  | 訪問型短期集中予防サービス      | 保健・医療の専門職によって、心身の状況に応じた個別計画に基づいた運動指導を短期集中的に行うことで、生活機能や日常生活動作の維持・改善を行い、地域での活動や自立につながる仕組みを構築します。                                                                                                                                                                                               | 地域包括支援課     | A  | 継続的に事業周知を行ったこと、ケアマネージャー向けにリハビリテーションに関する研修を実施したことにより、利用実績を維持することができた。また、終了時のサービス担当者会議では、すべての利用者に生活機能の向上や身体機能の改善が見られ、満足度も高かった。                                                                                                                                                                                                                                                            | 利用者数<br>(人)                       | 14               | 16               | 114%                 | 事業の周知に継続的に取り組む必要がある。                                                                                                                                                                                                          | ケアマネジャー連絡会や地域ケア会議など、機会をとらえて事業を周知する。                                                                                                           |
|                     |                 | 3  | 基準緩和型通所サービス        | 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を行うことができるよう、必要な日常生活上の支援を行うことにより、利用者の社会参加の促進及び生活機能の維持または向上を目指す。                                                                                                                                                                                                     | 介護保険課・高齢福祉課 | C  | 市内の事業所から申請があり、指定を行った。（1件）<br>概ね計画どおり事業を推進しているためC評価とする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                   |                  |                  |                      | つくば市内においては要支援者に対しては介護予防通所介護相当サービスの提供が浸透しており、R5年度時点では基準緩和型通所サービスは1事業所のみ状況になっている。                                                                                                                                               | 事業者から申請があった際には、指定を行う。                                                                                                                         |
| 1-2                 | 一般介護予防事業        | 1  | いきいきプラザでの運動教室      | 健康増進施設いきいきプラザにて、年齢と強度を分け運動や健康講話、体力測定、栄養指導、運動指導、健康情報コーナーの設置を行っています。                                                                                                                                                                                                                           | 健康増進課       | B  | 市報、ホームページ、チラシ配布、Xによる発信等の広報活動を行った結果、新規申込があった。実利用者数と延べ利用者数のいずれも増加した。元気はつらつ運動教室の参加者にフレイルアンケートを実施し、オーラルフレイルと転倒予防の講話及び施設内での教育媒体の掲示を行い、知識の普及を行った。                                                                                                                                                                                                                                             | 実利用者数<br>(人)<br><br>延べ利用者数<br>(人) | 200<br><br>6,500 | 192<br><br>5,973 | 96.00%<br><br>91.89% | いきいき運動教室は5年卒業制度や年齢によるコース変更があり、参加者が減少しやすい。                                                                                                                                                                                     | 新規参加者を増やすため、民間情報誌に掲載を依頼するとともに、つくスマやX、区会回覧、ホームページ、広報、各事業でのチラシ配布等を積極的に行っていく。                                                                    |

| つくば市高齢者福祉計画（第8期）施策進捗状況評価表　令和5年度用                                                                                                                                                                                  |          |                   |                                                                                                                                                                  |                                                                                                                   |                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                            |              |                                                                                                                                                                                                                                                       |                              |                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【評価基準】　達成率の数値どおりでなく、内容も含めてご検討していただいた上で、評価をお願いします。<br>A：計画を先行して進んでいる。（達成率　101％以上）　D：計画に遅れが生じており、努力が必要である。（同59～30％）<br>B：計画どおりに進んでいる。（同100～80％）　E：計画の見直しの必要性が生じている。（同29％以下）<br>C：概ね計画どおりに進んでいる。（同79～60％）　－：事業の廃止・中止 |          |                   |                                                                                                                                                                  |                                                                                                                   |                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                            |              |                                                                                                                                                                                                                                                       |                              |                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                      |
|                                                                                                                                                                                                                   | No       | 主要施策              | 事業概要                                                                                                                                                             | 担当課                                                                                                               | 評価                  | 取組状況及び評価の根拠                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 評価事項<br>（単位）                                                                                                                                                                                                                               | 令和5年度        |                                                                                                                                                                                                                                                       |                              | 事業の課題                                                                                                                                                                                  | 今後の方針                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                      |
|                                                                                                                                                                                                                   |          |                   |                                                                                                                                                                  |                                                                                                                   |                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                            | 計画値          | 実績値                                                                                                                                                                                                                                                   | 比率                           |                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                      |
|                                                                                                                                                                                                                   | 2        | 運動活動グループ支援事業      | 公共施設を中心に、健康増進課介護予防事業を経て発足した運動団体と介護予防を目的として発足した20名以上の団体を対象に、活動しやすい環境への支援を行うため、備品の貸出や体力測定の実施、出前教室、募集広報活動の協力を行っています。                                                | 健康増進課                                                                                                             | B                   | 自主活動グループについて問合せがあった場合や運動教室の卒業生に自主活動を案内することで新規参加者獲得に繋がった。代表者から了承が得られた団体については、ホームページに掲載することで周知を支援した。希望があった団体に、会場の予約、健康講話の実施、備品の貸し出しを行った。体力測定のアラシを作成し、全13団体に配布した。<br>実参加者数は目標値より少ないが、年間の活動回数や参加延人数は昨年度より増加していることから、B評価とする。                                                                                                          | 実参加者数<br>（人）                                                                                                                                                                                                                               | 700          | 527                                                                                                                                                                                                                                                   | 75.29%                       | 参加者や延人数は徐々に増加しているが、会員数が減っている団体もあるため引き続き周知していく必要がある。                                                                                                                                    | 参加者募集のため、引き続きホームページ等により周知していく。                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                      |
|                                                                                                                                                                                                                   | 3        | 出前健康教室事業          | 近くの集会所等に出向く出前教室は、シルバーリハビリ体操指導士によるシルバーリハビリ出前体操教室とインストラクターなどによる簡単体操などのメニューから選択して行う健康体操教室があります。                                                                     | 健康増進課                                                                                                             | C                   | 事業啓発として、ホームページ、区会回覧、他事業でチラシの配布、企画教室の開催、Xによる発信などの周知活動を行い、新規団体の申込があった。<br>実参加者数は目標値より少ないが、昨年度からは増加していることから、C評価とする。                                                                                                                                                                                                                 | 実参加者数<br>（人）                                                                                                                                                                                                                               | 5,100        | 3,040                                                                                                                                                                                                                                                 | 59.61%                       | 健康体操教室では地域によって活動団体がいないところがある。<br>シルバーリハビリ出前体操教室の担い手であるシルバーリハビリ体操指導士の高齢化に伴い、人材が不足している。                                                                                                  | 新規参加者や新規団体を増やすため、引き続きつくスマなど様々な方法で周知していく。<br>シルバーリハビリ体操指導士を養成し担い手を増やしていく。                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                      |
|                                                                                                                                                                                                                   |          |                   |                                                                                                                                                                  |                                                                                                                   |                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 延べ参加者数<br>（人）                                                                                                                                                                                                                              | 21,000       | 17,153                                                                                                                                                                                                                                                | 81.68%                       |                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                      |
|                                                                                                                                                                                                                   | 4        | 介護支援ボランティア事業      | 高齢者が介護保険施設等で介護支援ボランティア活動を通して地域貢献することを奨励及び支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進します。<br>ボランティア登録できる人は市内に住所を有する65歳以上の高齢者となります。介護支援ボランティア活動の実績に応じてポイントを付与し、ポイントを換金した交付金を交付します。 | 地域包括支援課・社会福祉協議会                                                                                                   | C                   | 【地域包括支援課】今後の介護支援ボランティア受入れについて、協力施設にヒアリングを実施し、昨年度の受入れ可能施設21施設から、今年度は29施設まで増加した。広報つくばの6月号に事業を掲載して周知を図ったところ、昨年度の活動者5名から、7名増加の12名の方が各施設でボランティア活動を行った。<br>しかしまだ十分に活動人数が増えたとは言えない。<br>介護支援ボランティア交流会を7月、2月の年2回行い、ボランティアの活動活性化に繋がる取組みを行った。<br>【社会福祉協議会】登録者は、75名。新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、殆どの施設で外部からのボランティア受け入れを中止しているため、活動状況としては、延べ99名となっている。 | 活動者数<br>（人）                                                                                                                                                                                                                                | 100          | 12                                                                                                                                                                                                                                                    | 12.00%                       | 【地域包括支援課】新規で立ち上げる施設があるため施設説明を毎年度実施する必要がある<br>ボランティア登録者に対して積極的にマッチングを行う必要がある<br>指定受け入れ機関外での活動をしている方もいるため、令和7年度に向けて対象者(活動者)とするか検討が必要である<br>【社会福祉協議会】コロナウイルス感染症の影響で活動が減少しているが、徐々にもどりつつある。 | 【地域包括支援課】年間計画を作成し事業周知や施設の働きかけにより、新規登録施設や新規登録者を増加する<br>ボランティア登録者の初回マッチングを委託先で支援できるようにしていく<br>ボランティア交流会を行い、活動意欲の維持ができ、活動人数の増加につなげていく<br>【社会福祉協議会】今後は、受入可能施設も増加することが予想されることからボランティア登録者を増やすための広報活動に力を入れていく。 |                                                                                                                                                                                                      |
|                                                                                                                                                                                                                   |          |                   |                                                                                                                                                                  |                                                                                                                   |                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 5                                                                                                                                                                                                                                          | こころとからだの健康教室 | 体操や健康談話、レクリエーションを通して高齢者の閉じこもり予防や健康増進を図り、自立した日常生活が継続できるよう支援を行います。                                                                                                                                                                                      | 地域包括支援課                      | B                                                                                                                                                                                      | アンケート結果から、教室における満足度は高く、介護予防に関する知識の普及啓発を効率的に行うことができた。また、より地域に根差した教室開催の実現に向け、委託地域包括支援センターと協働することで、高齢者の相談窓口を周知することができた。                                                                                    | 実参加者数<br>（人）                                                                                                                                                                                         |
|                                                                                                                                                                                                                   | 6        | 地域リハビリテーション活動支援事業 | 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などのリハビリテーション専門職が、住民や介護職員等への介護予防に関する技術的助言、ケアマネジメント支援を行います。                                                                                       | 地域包括支援課                                                                                                           | A                   | ケアマネジャーだけではなく高齢者本人からの申し込みもあり、実態把握訪問や広報の効果が得られた。利用条件が65歳以上の市民であり他関連事業の繋ぎとしての役割も担っており、市民の介護予防につながっている。                                                                                                                                                                                                                             | 支援回数<br>（回）                                                                                                                                                                                                                                | 30           | 36                                                                                                                                                                                                                                                    | 120%                         | ・事業周知を継続的に取組んでいく必要がある<br>・リハビリテーション専門職の地域での活用を検討していく必要がある                                                                                                                              | ・リハビリテーション専門職が活用される場面を具体的に検討していく                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                      |
| 第2節　高齢者の健康づくりと社会参加の支援                                                                                                                                                                                             |          |                   |                                                                                                                                                                  |                                                                                                                   |                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                            |              |                                                                                                                                                                                                                                                       |                              |                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                      |
| 1-1                                                                                                                                                                                                               | 健康づくりの推進 | 1                 | 健康診査事業                                                                                                                                                           | 特定健康診査対象者の40歳以上国保加入者と後期高齢者医療保険加入者に対し個人案内をし、集団健診と医療機関健診で受診できる場を設け周知しています。                                          | 健康増進課・国民健康保険課・医療年金課 | B                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 【健康増進課】<br>特定健診・後期高齢者健診と併せ、がん検診を実施した。<br>春の集団健診（24日間）<br>秋の集団健診（19日間）<br><br>【国民健康保険課】<br>令和5年度国保被保険者特定健診受診状況<br>対象者数　24,926人<br>受診者数　　8,677　8,664人<br>（令和6年8月28日時点速報値）<br><br>【医療年金課】<br>令和5年度後期高齢者健診受診状況<br>対象者数　22,540人<br>受診者数　　6,763人 | 対象者数<br>（人）  | 国保<br>30,000<br>後期<br>23,600                                                                                                                                                                                                                          | 国保<br>24,926<br>後期<br>22,540 | 88.56%                                                                                                                                                                                 | 【健康増進課】安心安全な検診体制を整備する。健診未受診者への受診勧奨に努め、受診率向上を図る。<br><br>【国民健康保険課】<br>前年度と比較し、受診率は向上したが、目標に達していない。特定健診が無料であることや、近くの医療機関でも手軽に受診できることなどの認知度が低いことが受診率の伸び悩みの原因の一つと考えられるため、認知度の向上を図る必要がある。                     | 【健康増進課】国民健康保険データヘルズ計画に基づき各種事業を行う。<br><br>【国民健康保険課】未受診者に対して郵送・電話による特定健診受診勧奨を実施するとともに、市広報紙等を利用して周知活動を行う。<br><br>【医療年金課】後期高齢者医療保険加入者に対し後期高齢者健診の個人案内をし、未受診者に対して、受診勧奨を行う。医療機関健診でも受診可能であることも周知し、受診率を向上させる。 |
|                                                                                                                                                                                                                   |          | 2                 | 健康相談事業                                                                                                                                                           | 集団健診を受けた方で、特定保健指導（40～74歳国保加入者）が必要な方には個別通知し、個別支援をしています。<br>また、生活習慣病を予防するための食事や生活の工夫や運動、休養の取り方等の相談も「成人健康相談」で行っています。 | 健康増進課・国民健康保険課       | C                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 集団健診特定保健指導利用者 304人<br>成人健康相談利用者 1,111人<br>特定健診時相談者　693人<br>（※保健事業実績より）                                                                                                                                                                     | 利用者数<br>（人）  | 4,200                                                                                                                                                                                                                                                 | 2,108                        | 50.19%                                                                                                                                                                                 | 生活習慣改善が必要な対象者に対して、適切な保健指導が実施できるよう、特定保健指導利用勧奨や成人健康相談の周知を継続させる。                                                                                                                                           | 特定保健指導については、対象者が生活習慣改善目標に向けて継続できるように計画を策定する。                                                                                                                                                         |
|                                                                                                                                                                                                                   |          | 3                 | 健康手帳の交付                                                                                                                                                          | 健康診査教育、相談、訪問等を受けた方の中で希望する方又は市が必要と認める方に、生活習慣病予防や介護予防に役立てていただくために健康手帳を交付しています。                                      | 健康増進課               | E                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 集団健診やレディース検診等の教育、相談時等に希望する方、必要と認めた方に、健診結果の記録や生活習慣病予防に役立てていただくために交付。<br>また、随時、希望者には保健センター等で交付。                                                                                                                                              | 利用者数<br>（人）  | 300                                                                                                                                                                                                                                                   | 47                           | 15.67%                                                                                                                                                                                 | 健康手帳について、活用方法等の周知を図り、ライフサイクルに応じた健康管理ができるように支援を行っていく。                                                                                                                                                    | 健康手帳は、厚生労働省のホームページからでもダウンロードが可能で、ダウンロードできない方や希望者等には、交付している。今後も健康手帳が活用していただけるような機会を周知を図っていく。                                                                                                          |
|                                                                                                                                                                                                                   |          | 1-2               | 高齢者の社会活動と就労支援                                                                                                                                                    | 1                                                                                                                 | シルバークラブ育成事業         | シルバークラブは、おおむね60歳以上の方であれば加入できます。単位クラブでは、地域での仲間づくり、健康保持・増進、知識や経験を生かした新しい能力の発揮、社会活動への参画と貢献などいきいきとした高齢期の生活づくりを支援しています。                                                                                                                                                                                                               | 高齢福祉課・社会福祉協議会                                                                                                                                                                                                                              | B            | 【高齢福祉課】市シルバークラブ連合会と単位シルバークラブに対して補助金を交付すること、つくば市社会福祉協議会にシルバークラブ連合会事務局業務を委託することでシルバークラブ活動を支援している。<br>委託先である社会福祉協議会やシルバークラブ会員と協議し、シルバークラブ大会等のイベントを開催した。<br>社会参加活動などを通して、高齢者の生きがいづくりに寄与できた。<br>【社会福祉協議会】活動活性化委員会を中心とした会員増強運動もあり、単位シルバークラブ数も計画値の89％となっている。 | クラブ数<br>（団体）                 | 140                                                                                                                                                                                    | 125                                                                                                                                                                                                     | 89.29%                                                                                                                                                                                               |



| つくば市高齢者福祉計画（第8期）施策進捗状況評価表 令和5年度用                                                                                                                                                                                  |             |                              |                                                                                                                                                                       |                |    |                                                                                                                                                                                                                                                                               |                        |       |       |         |                                                                                                                                          |                                                                                                                            |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|-------|-------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【評価基準】 達成率の数値どおりでなく、内容も含めてご検討していただいた上で、評価をお願いします。<br>A：計画を先行して進んでいる。（達成率 101％以上） D：計画に遅れが生じており、努力が必要である。（同59～30％）<br>B：計画どおりに進んでいる。（同100～80％） E：計画の見直しの必要性が生じている。（同29％以下）<br>C：概ね計画どおりに進んでいる。（同79～60％） -：事業の廃止・中止 |             |                              |                                                                                                                                                                       |                |    |                                                                                                                                                                                                                                                                               |                        |       |       |         |                                                                                                                                          |                                                                                                                            |
|                                                                                                                                                                                                                   | No          | 主要施策                         | 事業概要                                                                                                                                                                  | 担当課            | 評価 | 取組状況及び評価の根拠                                                                                                                                                                                                                                                                   | 評価事項<br>（単位）           | 令和5年度 |       |         | 事業の課題                                                                                                                                    | 今後の方針                                                                                                                      |
|                                                                                                                                                                                                                   |             |                              |                                                                                                                                                                       |                |    |                                                                                                                                                                                                                                                                               |                        | 計画値   | 実績値   | 比率      |                                                                                                                                          |                                                                                                                            |
|                                                                                                                                                                                                                   |             | 2 いきいきサロ<br>ン                | 市内在住のおおむね60 歳以上の方を対象に社会参加の促進と生きがいを高めるために、老人福祉センター等 4 会場で歌、体操、絵手紙制作などの講座を開催しています。また、交通手段がないため参加できない方々を対象に、出前サロンを実施しています。<br><br>身近な地域でおおむね10 名以上集まれば、年4回を限度に利用できるものです。 | 高齢福祉課・社会福祉協議会  | C  | 【高齢福祉課】社会福祉協議会に委託し、高齢者の仲間づくりや生きがい活動を行うことにより自立と社会参加を促進するため、老人福祉センター等で高齢者が自由に参加できる各種講座を開催している。<br>参加者を増やすために、委託先である社会福祉協議会と連携し、シルバークラブのイベント等で周知を行った。<br>高齢者の自立と社会参加の促進に寄与できた。<br>【社会福祉協議会】サロン会場は市内 4 施設で実施している。コロナ禍からメニューによっては、中止となっているものもあったことにより、利用者数が減少となっている。（出前サロン実施回数も減少） | [通常サロン]<br>登録者数<br>（人） | 202   | 137   | 67.82%  | 【高齢福祉課】文化系メニューの講師が不足しており、サロンメニューに偏りがある。                                                                                                  | 【高齢福祉課】引き続き、委託先である社会福祉協議会と連携を図り、新しいメニューを検討し、参加者を増やす。                                                                       |
|                                                                                                                                                                                                                   |             |                              |                                                                                                                                                                       |                |    |                                                                                                                                                                                                                                                                               | 延べ利用者数<br>（人）          | 2,310 | 1,632 | 70.65%  | 【社会福祉協議会】<br>いきいきサロンは参加することでの仲間づくりや生きがいづくりの一助となることを目的としているが、趣味活動が多様化している現在では、メニューによ                                                      | 【社会福祉協議会】<br>メニューによって参加人数に差が生じている。引き続き新規メニューの取り入れ等増やす方法を考えていく。                                                             |
|                                                                                                                                                                                                                   |             |                              |                                                                                                                                                                       |                |    |                                                                                                                                                                                                                                                                               | [出前サロン]<br>実施回数<br>（回） | 41    | 38    | 92.68%  |                                                                                                                                          |                                                                                                                            |
|                                                                                                                                                                                                                   |             |                              |                                                                                                                                                                       |                |    |                                                                                                                                                                                                                                                                               | 延べ利用者数<br>（人）          | 537   | 431   | 80.26%  |                                                                                                                                          |                                                                                                                            |
|                                                                                                                                                                                                                   |             | 3 ふれあいサロ<br>ン事業              | 社会福祉協議会に地域のサロンとして登録している活動団体に、活動費の助成、保険への加入手続き、機材の貸し出し、情報交流会や研修の開催、情報提供などの支援を行うことにより、地域の関係づくりや閉じこもりの防止など地域の誰もが安心して暮らせるまちづくりを図っています。                                    | 社会福祉協議会        | B  | 地域にあった形で運営され、自由な発想で活動が行われている。誰もが同じ地域に住む者として、身近な場所で交流を深めることで、お互いに助け合える関係づくりや生きがいづくりにつながり、地域交流の場となっている。                                                                                                                                                                         | 登録団体数<br>（団体）          | 110   | 91    | 82.73%  | サロンによっては、運営側のボランティアの高齢化が進み、参加者が減っていく状況がある。                                                                                               | 身近な住民同士や世代を超えた交流の推進など地域交流の場となっている。今後も積極的に未設置の地域に向けてサロン作りを支援していく。                                                           |
|                                                                                                                                                                                                                   |             | 4 いばらきねん<br>りんスポーツ大会         | 高齢者に適したスポーツ競技を通じて、健康の保持増進や地域間の交流を深めることを目的として、「いばらきねんりんスポーツ大会」の予選会を開催しています。ゲートボール、ベタンク、輪投げ、グラウンドゴルフの種目を実施しています。                                                        | 高齢福祉課・社会福祉協議会  | B  | 【高齢福祉課】高齢者が愛好するスポーツ競技を通じて、健康の保持増進や地域間の交流を深め、明るく活力ある長寿社会の増進に寄与することができた。<br>【社会福祉協議会】上部大会である「いばらきねんりんスポーツ大会のつくば市代表の選考会を兼ねて、「つくば市大会」として開催した。グラウンドゴルフのみ北部予選（大穂・豊里・桜・筑波地区）・南部予選（谷田部・茎崎地区）を実施。愛好する高齢者の交流の場となっている。                                                                   | 参加者数                   | 610   | 508   | 83.28%  | 【高齢福祉課】出場者の確保・増加を図っていく必要がある。<br>全国大会出場者が年々出ており、市として支援していく必要がある。<br>【社協】個人競技のグラウンドゴルフの参加者は年々増加傾向にあるが、団体競技のゲートボールやベタンクの参加が減少している。          | 【高齢福祉課】普段からのシルバークラブ内での活動活性化を図りつつ、大会の運営委員会で検討していく。<br>全国大会出場者に対しての支援策を制定する。<br>【社協】ゲートボールなど参加チームの減少が見られる種目について運営委員会で検討していく。 |
|                                                                                                                                                                                                                   |             | 5 おひさまサン<br>サン生き生きまつり        | 高齢者が心豊かで健康な生活を送るためには、体を動かすことは不可欠です。<br>市では高齢者の身近なスポーツ活動を支援するとともに、高齢者を対象とした運動会として「高齢者生き生きまつり」と障害者を対象とした「おひさまサンサンフェスティバル」を合同開催し、高齢者と障害者の相互交流を行っています。                    | 高齢福祉課・障害者地域支援室 | C  | 新型コロナウイルス感染拡大があって以降、4 年ぶりの開催となった。開催にあたり、障害者（児）と高齢者、市民等の交流活動を通した、社会参加促進に寄与する機会であることを、学識経験者、高齢者団体、障害者団体等で構成する実行委員会で共有し実施できた。これまでの参加者数の目標値は2000人としていたが、令和5年度の参加者数は高齢者、障害者等全体で841人の参加にとどまった。                                                                                      | 参加者数                   | 2,000 | 841   | 42.05%  | 新型コロナウイルス感染拡大があって以降、4 年ぶりに開催できたが、事業の実施内容や感染症対策を含め、安全に配慮した運営方法を継続的に検討する必要がある。                                                             | 実行委員会において、障害者（児）と高齢者、市民等が交流する活動を通して、社会参加と障害者（児）高齢者の相互理解促進に寄与することを目指し、事業の実施内容と安全に配慮した運営方法を検討していく。                           |
|                                                                                                                                                                                                                   |             | 6 シルバー人材<br>センター             | 高齢者が収入を得るためのほか、生きがいのための就労という観点から、健康的な高齢者が臨時又は短期的な就業の機会を得るための支援をしています。<br>主な業務は、植栽の維持、駐輪場管理、施設管理、スーパーの商品管理、襖・障子張り、自転車修理、販売事業、子育て支援などです。                                | 高齢福祉課          | C  | 補助金を交付することにより、シルバー人材センターの円滑な運営を支援し、高齢者の生きがいの充実、社会参加の促進等に引き続き寄与できた。                                                                                                                                                                                                            | 利用者数<br>（人）            | 4,400 | 2,679 | 60.89%  | 新型コロナウイルス感染症の影響もあり、契約件数が減っているため、新規の就業先の開拓をする必要がある。                                                                                       | シルバー人材センターと連携を図り、市として支援をしていく。                                                                                              |
|                                                                                                                                                                                                                   |             | 7 地域福祉推進<br>事業               | 社会福祉協議会に委託をし、ボランティアの促進を図るため、ボランティアセンターを拠点としてボランティアの登録、広報、啓発、斡旋、情報の収集や提供を行い、活動のネットワーク化を推進しています。                                                                        | 社会福祉協議会        | B  | 登録団体数180団体（5,684名）、個人登録数158名、合計5,842名のボランティア登録があった。ボランティアとして活動する方々は、60代以上の方も多く、様々な活動の担い手として活躍している。登録団体や市民活動団体の情報を集約し冊子やマップを作成しコーディネート業務に活用している。市民のボランティアに対する関心を高め、積極的なボランティア活動が展開されるよう取り組んでいる。                                                                                | 登録者数<br>（人）            | 7,200 | 5,842 | 81.14%  | 活動が衰退しないように、今までとは違った活動方法を提案したり、新たな提案のために必要な研修の機会や情報の提供が必要である。                                                                            | 見守りや地域活動から発掘した地域課題とボランティアをつなぎ、地域の中で助け合いが進んでいくよう、登録団体の詳細情報を把握し、コーディネート力を強化していく。                                             |
|                                                                                                                                                                                                                   |             | 8 高齢者憩いの<br>広場運営補助事業         | 高齢者を中心とした地域の住民が気軽に通うことができ、高齢者の介護予防及び孤立化の防止のための憩いの場の確保を支援します。                                                                                                          | 高齢福祉課          | B  | 活動団体の新規立ち上げが2 団体あり、14団体が活動を行った。<br>計画を先行して団体数が増加しているものの、課題があるため、B評価とする。                                                                                                                                                                                                       | 団体数<br>（団体）            | 13    | 14    | 107.69% | 団体数は増加しているが、活動地域に偏りがある。                                                                                                                  | 団体数の少ない地域を重点的に、引き続き、高齢者の通いの場の確保を支援していく。                                                                                    |
| 第4章 ひとり暮らし高齢者等の在宅生活の支援                                                                                                                                                                                            |             |                              |                                                                                                                                                                       |                |    |                                                                                                                                                                                                                                                                               |                        |       |       |         |                                                                                                                                          |                                                                                                                            |
| 第1節 在宅介護・家族介護者の支援の充実                                                                                                                                                                                              |             |                              |                                                                                                                                                                       |                |    |                                                                                                                                                                                                                                                                               |                        |       |       |         |                                                                                                                                          |                                                                                                                            |
| 1-1                                                                                                                                                                                                               | 在宅福祉サービスの充実 | 1 あん摩・マッサージ・指圧・はり及びきゅう術費助成事業 | 在宅の70 歳以上の高齢者に対して、あん摩・マッサージ・指圧・はり及びきゅうの施術を受ける際、その費用の一部を助成しています。助成券は市と協定している施術所で利用できます。                                                                                | 高齢福祉課          | B  | 在宅の70 歳以上の高齢者に対して、あん摩・マッサージ・指圧・はり及びきゅうの施術を受ける際、その費用の一部を助成するため、年間で助成券1,000円を最大8枚を交付している。                                                                                                                                                                                       | 交付者数<br>（人）            | 1,686 | 1,558 | 92.41%  | 市民の認知度を高めるため、継続的に事業の周知に取り組む必要がある。                                                                                                        | 引き続き、市民及び施術所に事業周知をおこない、協力事業所を増やし、利用者を増加させる。                                                                                |
|                                                                                                                                                                                                                   |             | 2 ねたきり高齢者理美容料助成事業            | 理容所又は美容院に行けない寝たきりの高齢者が、家で理容又は美容を受ける場合の料金の一部を助成します。助成券は、市に協力を申し出ている理容所又は美容院で利用できます。                                                                                    | 高齢福祉課          | B  | 在宅の65歳以上の要介護4・5 認定者又は寝たきり状態の高齢者に対して、出張理美容を受ける際の費用の一部を助成するため、年間で助成券4,000円を2 枚を交付している。                                                                                                                                                                                          | 交付者数<br>（人）            | 155   | 147   | 94.84%  | 交付者数が減少傾向にあるため、事業の周知に取り組む必要がある。                                                                                                          | 引き続き、市民及び理美容所に事業周知をおこない、協力事業所を増やし、利用者を増加させる。                                                                               |
| 1-2                                                                                                                                                                                                               | 家族介護者の支援    | 1 在宅要介護高齢者等紙おむつ購入費助成事業       | 日常生活上、紙おむつ等を使用している在宅の高齢者が、紙おむつと尿取りパッドを購入する際の費用の一部を助成します。助成券は、市に協力を申し出ている紙おむつ取扱店で利用できます。                                                                               | 高齢福祉課          | B  | 65歳以上で要介護1～5 の認定を受けている市民税非課税の方を対象に、紙おむつ等を購入する費用の一部を助成した。紙おむつ等を必要とする高齢者及びその家族の経済的な負担を軽減できた。令和3年度の対象者の要件変更に伴う利用者の減少を加味し、B評価とする。                                                                                                                                                 | 交付者数<br>（人）            | 3,118 | 2,010 | 64.46%  | 国の地域支援事業における任意事業であり、第8期までの予定のところ第9期も継続されることとなった。市の一般財源による支出は総額の約2割だが、第10期以降は任意事業から外れる予定であり、交付金の対象とならないことを踏まえた今後の具体的対策について十分な検討を進める必要がある。 | この事業に対する高い需要があるため、財源確保を含め運用について検討していく。                                                                                     |

| つくば市高齢者福祉計画（第8期）施策進捗状況評価表 令和5年度用                                                                                                                                                                                  |                     |    |                            |                                                                                                                                                                                               |                |    |                                                                                                                                                                             |                       |              |              |                  |                                                                                                                                |                                                                                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|----|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|--------------|--------------|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【評価基準】 達成率の数値どおりでなく、内容も含めてご検討していただいた上で、評価をお願いします。<br>A：計画を先行して進んでいる。（達成率 101％以上） D：計画に遅れが生じており、努力が必要である。（同59～30％）<br>B：計画どおりに進んでいる。（同100～80％） E：計画の見直しの必要性が生じている。（同29％以下）<br>C：概ね計画どおりに進んでいる。（同79～60％） -：事業の廃止・中止 |                     |    |                            |                                                                                                                                                                                               |                |    |                                                                                                                                                                             |                       |              |              |                  |                                                                                                                                |                                                                                                                                               |
|                                                                                                                                                                                                                   |                     | No | 主要施策                       | 事業概要                                                                                                                                                                                          | 担当課            | 評価 | 取組状況及び評価の根拠                                                                                                                                                                 | 評価事項<br>（単位）          | 令和5年度        |              |                  | 事業の課題                                                                                                                          | 今後の方針                                                                                                                                         |
|                                                                                                                                                                                                                   |                     |    |                            |                                                                                                                                                                                               |                |    |                                                                                                                                                                             |                       | 計画値          | 実績値          | 比率               |                                                                                                                                |                                                                                                                                               |
|                                                                                                                                                                                                                   |                     | 2  | 認知症高齢者等保護支援事業（再掲）          | 認知症により行方不明のおそれのある高齢者を介護している家族に対して、認知症の高齢者が身につける位置情報端末機の貸与を行い、行方不明時に家族がインターネットや電話で位置情報等を確認できるシステムを提供することで、高齢者の保護を支援しています。                                                                      | 地域包括支援課        | B  | 再掲のため省略                                                                                                                                                                     | 交付者数（人）               |              |              |                  |                                                                                                                                |                                                                                                                                               |
|                                                                                                                                                                                                                   |                     | 3  | 認知症ケアパスの確立（再掲）             | 認知症ケアパスとは、認知症を発症したときから生活機能障害が進行していく中で、その進行状況にあわせていつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのかをあらかじめ標準的に決めておくもので、国においては、地域に応じた認知症ケアパス（状態に応じた適切なサービス提供の流れ）の作成と普及が推進されています。                                    | 地域包括支援課        | B  | 再掲のため省略                                                                                                                                                                     | 交付者数（人）               |              |              |                  |                                                                                                                                |                                                                                                                                               |
|                                                                                                                                                                                                                   |                     | 4  | 認知症カフェ（再掲）                 | つくば市内に住所を有する認知症高齢者及びその家族並びに地域住民を対象にし、レクリエーション講演会など本人の生活意欲の向上のための企画や専門職による介護者への相談支援、地域の人の認知症理解のための啓発などを行います。                                                                                   | 地域包括支援課        | B  | 再掲のため省略                                                                                                                                                                     | 開催数（回）<br>延べ参加者数（人）   |              |              |                  |                                                                                                                                |                                                                                                                                               |
| 第2節 ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯への支援の充実                                                                                                                                                                                        |                     |    |                            |                                                                                                                                                                                               |                |    |                                                                                                                                                                             |                       |              |              |                  |                                                                                                                                |                                                                                                                                               |
| 1-1                                                                                                                                                                                                               | 日常生活に必要なサービスの充実     | 1  | 在宅高齢者布団丸洗い乾燥事業             | 掛布団、毛布、敷布団の各1枚ずつを丸洗い乾燥し、健康維持を図ります。代わりの布団がない場合は、貸し出しも行っています。                                                                                                                                   | 高齢福祉課          | C  | 布団の丸洗い乾燥を無料で行うことで、高齢者の健康保持と生活環境を向上し、在宅福祉の増進に寄与できた。令和3年度の対象者の要件変更に伴う、利用者数の減少を加味し、C評価とする。                                                                                     | 交付者数（人）               | 2,000        | 118          | 5.90%            | 他市町村の類似事業の動向把握を行い、事業の内容、実施方法について考えていく必要がある。                                                                                    | 対象者要件を含め、事業内容の周知を積極的に行い、助成券の交付者数の推移を注視していく。                                                                                                   |
|                                                                                                                                                                                                                   |                     | 2  | 高齢者日常生活支援事業（すけっとくん）        | 75歳以上のひとり暮らし及び高齢者世帯に対して、日常生活を送る上で自ら行うことが困難な軽作業（部屋の掃除・窓ふき・電球の交換等）を市の協力事業所に依頼した際にかかる費用の一部を助成します。                                                                                                | 高齢福祉課          | A  | 日常生活を送る上で、自ら行うことが困難な部屋掃除や草取り等の軽易な作業を依頼した際にかかる費用の一部を助成することにより、高齢者の日常生活を支援し、高齢者の在宅福祉の増進に寄与できた。                                                                                | 交付者数（人）               | 1,030        | 1,237        | 120.10%          | 作業依頼の問合せが市へ来るケースが多いため、わかりやすい周知が必要である。依頼時期や内容により、すぐに作業の対応ができないケースもある。                                                           | 助成券面への記載事項の見直しや、作業の委託事業者との連携を密に行っていく。                                                                                                         |
| 1-2                                                                                                                                                                                                               | ひとり暮らし・高齢者世帯の見守りの充実 | 1  | 緊急通報システム事業                 | ひとり暮らし等の高齢者の日常生活での健康不安を解消するため、ペンダント型無線発信機や緊急通報機器一式を貸与し、また、急病等緊急時に迅速かつ適切な対応を図っています。利用できる方は、概ね65歳以上で病弱又は、重度の身体障害のあるひとり暮らしの方、75歳以上のひとり暮らしの方です。                                                   | 高齢福祉課          | B  | 緊急通報システムの通報、お伺い電話等により、救急搬送だけでなく入院・入所等も把握でき、ひとり暮らし高齢者の不安解消、生活の安全の確保に寄与できた。                                                                                                   | 利用者数（人）               | 210          | 191          | 90.95%           | 撤去者もあり、利用者数の増加につながらない。事業周知を継続して行う必要がある。                                                                                        | 事業内容について検討を行い、市民ニーズに対応できるよう、R4年度から緊急通報装置として新たに携帯型端末を導入した。変更点を含め、積極的な周知を行い、利用者の増加につなげていく。                                                      |
|                                                                                                                                                                                                                   |                     | 2  | 愛の定期便事業                    | 70歳以上のひとり暮らし高齢者の安否確認・健康維持・孤独感の解消を図るため、週に3回まで、乳製品を手渡して配達します。乳製品は市の協力事業所が配達します。                                                                                                                 | 高齢福祉課          | C  | ひとり暮らし高齢者の健康保持や定期的な安否確認による不安解消に寄与できた。                                                                                                                                       | 実利用者数（人）              | 60           | 38           | 63.33%           | 外出等を理由に配達時不在になってしまう方が多い。                                                                                                       | キャンセルの方法や不在時の安否確認についてサービス開始時に丁寧に説明し、外出等による安否確認件数を減らしていく。                                                                                      |
|                                                                                                                                                                                                                   |                     | 3  | 宅配食事サービス事業                 | 心身の障害などの理由で、調理や買い物が困難なひとり暮らし高齢者等に対して、高齢者向けのお弁当を調理している委託業者が、利用者の希望の曜日に夕食を手渡して配達することにより、安否確認と健康維持を図っています。                                                                                       | 高齢福祉課          | C  | 65歳以上のひとり暮らしの方及び高齢者世帯に希望の曜日に夕食を配達し、配達時に不在だった場合、本人や親族等に連絡を取り、安否確認を行い、健康保持に寄与することができた。                                                                                        | 実利用者数（人）              | 170          | 110          | 64.71%           | 利用者が安否確認目的の事業であることの認識が薄く、弁当配達時に不在する方も多く対応に苦慮している。                                                                              | 安否確認事業であることの周知を徹底する。また、キャンセルの方法や不在時の安否確認についてサービス開始時に丁寧に説明する。                                                                                  |
|                                                                                                                                                                                                                   |                     | 4  | ふれあい型食事サービス事業<br>令和3年度末で廃止 | 市内に居住する65歳以上の高齢者で、定期的な訪問が必要と思われるひとり暮らしの方や高齢者世帯、及び日中独居の方を対象に、各地区概ね月1回、ボランティアの手作り弁当を民生委員が配達することで安否確認の機会をつくり、見守り活動や生活支援へとつなげています。                                                                | 社会福祉協議会        |    |                                                                                                                                                                             | 実利用者数（人）<br>延べ利用者数（人） |              |              |                  |                                                                                                                                |                                                                                                                                               |
|                                                                                                                                                                                                                   |                     | 5  | 救急医療情報便ツクツク見守りたい           | 高齢者・障害者・健康に不安を抱えている方が、自宅で具合が悪くなり救急車を呼んだ際に、救急隊員等が迅速な処置を行えるよう、救急時の備えとして、医療情報や緊急時の連絡先などを記入した「救急医療情報便」を、自宅の冷蔵庫に貼っていただきます。                                                                         | 社会福祉課          | B  | 民生委員が高齢者台帳調査実施時やひとり暮らしの高齢者世帯等の定期訪問時に必要な方に配布している。                                                                                                                            |                       |              |              |                  | 医療機関情報や服薬状況及び緊急時の連絡先などを記入した「救急医療情報便」の情報が最新の情報に更新されていない。                                                                        | 民生委員等によるひとり暮らしの高齢者世帯等への定期訪問時に記入されている状況が最新の情報であるかの確認に努める。                                                                                      |
|                                                                                                                                                                                                                   |                     | 6  | 養護老人ホーム入所措置                | 環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者で、入所の判定が妥当であると認められた場合に、養護老人ホームへの入所手続きを進めています。入所の判定は、入所判定委員会を開催しています。                                                                                     | 高齢福祉課          | C  | 養護老人ホームに入所中の1名の保護措置費の支払など施設担当者と連携を図って対応し、措置入所者の生活の安定に寄与することができた。<br>数値による評価が適していない事業であり、利用者は少ないものの事業の目的を果たすことができているのでC評価とする。                                                | 利用者数（人）               | 3            | 1            | 33.33%           | 措置入所者の今後について、引き続き施設担当者と連携を図る必要がある。                                                                                             | 環境上の理由及び経済的な理由により養護を受けることが困難な65歳以上の高齢者の心身の健康保持及び生活の安定を確保するため、速やかで適切な対応ができるような体制づくりに努める。                                                       |
|                                                                                                                                                                                                                   |                     | 7  | 資金等貸付事業                    | 経済的な困窮を含めた深刻な生活課題に関しては、地域包括支援センターなどとの連携のもとに、社会福祉協議会の資金貸付事業等（生活福祉資金・小口資金貸付・生活困窮援助物資支給）により、要件に該当する世帯へ支援を行います。                                                                                   | 社会福祉協議会        | B  | 小口資金貸付事業 貸付72件、740,000円<br>生活困窮援助物資支給事業 147件（1,709kg）<br>茨城県生活福祉資金 本則貸付 申請2件、貸付決定2件（1,175,000円）<br>特例貸付 終了<br>※特例貸付実施期間令和2年3月～令和4年9月末日まで<br>期間合計 申請4,183件、申請額1,496,610,000円 |                       |              |              |                  | 新型コロナウイルス感染症による生活福祉資金特例貸付の実施により、生活困窮者が顕在化した。償還は令和5年1月から開始となり、償還期間は10年間という長期に及ぶ。小口資金貸付事業の利用者は、コロナ前の約3倍、緊急援助物資支給事業は約2.5倍の実績となった。 | 高齢者独居世帯、高齢者がいる世帯で生活困窮の他に障害・幼児・児童養育の問題、DV等の複合的な生活課題を有する世帯への支援や被保護者に対する支援について、社会福祉課担当ワーカーや生活・自立サポートセンター（つくば市自立相談支援機関/受託）、関係部署と連携調整を密にした支援を実施する。 |
| 1-3                                                                                                                                                                                                               | 移送サービスの充実           | 1  | 高齢者タクシー運賃助成事業              | 65歳以上のひとり暮らし高齢者、または70歳以上の高齢者世帯、または市民税非課税世帯に属する70歳以上の高齢者に対して、外出するためのタクシー運賃の一部を助成します。利用券は、市に協力を申し出ている事業所のタクシーを利用した時に使用できます。                                                                     | 高齢福祉課          | C  | 高齢者の外出支援、社会参加に役立つことができた。                                                                                                                                                    | 交付者数（人）               | 4,840        | 2,774        | 57.31%           | 移動支援を必要としている高齢者へ情報が届くよう、周知方法を検討していく必要がある。                                                                                      | 引き続き、移動支援を必要としている高齢者への周知のため、市報などの他に民生委員などに周知を促していく。また、市民ニーズに対応できるように対象者や利用の仕方について検討していく。                                                      |
|                                                                                                                                                                                                                   |                     | 2  | 福祉有償運送事業                   | 福祉有償運送事業は、NPO法人等が、一人で公共交通機関等を利用することが困難な障害者や高齢者を対象に行う有償移送サービスです。市内には福祉有償運送事業者が4団体あります。<br>つくば市福祉有償運送運営協議会では新規登録や更新登録等重要事項の決定や福祉有償運送の必要性や安全の確保、サービス内容を含めた事項について協議し、了承された団体が国土交通省へ申請をし、許可を得ています。 | 高齢福祉課・障害者地域支援室 | C  | 4月に福祉有償運送補助金交付申請を受付、3つの事業所に対し交付決定を行った。3月の実績報告書提出に基づき、事業所へ補助金を交付し支援することで、利用者の移動手段の確保や社会参加の促進が図れた。9月に福祉有償運送の運転者講習会をつくば市役所内で開催し、9名が受講した。                                       | 実利用者数（人）<br>延べ利用者数（人） | 225<br>3,000 | 147<br>2,744 | 65.33%<br>91.47% | 利用者が増え、需要に対し供給が追いつかなくなる懸念がある。                                                                                                  | 引き続き、利用者数に応じた補助金交付のほか、福祉有償運送の運転者となる場合に受講が必要な運転者講習会を市が主催することにより、事業者が継続して運営できるように支援を行っていく。                                                      |



| つくば市高齢者福祉計画（第8期）施策進捗状況評価表 令和5年度用                                                                                                                                                                                                |                       |      |                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |             |             |                                                                                                                                                                                                                 |       |     |    |       |                                                                                                                                   |                                                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|------|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-----|----|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <div>【評価基準】 達成率の数値どおりでなく、内容も含めてご検討していただいた上で、評価をお願いします。<br/>A：計画を先行して進んでいる。（達成率 101％以上） D：計画に遅れが生じており、努力が必要である。（同59～30％）<br/>B：計画どおりに進んでいる。（同100～80％） E：計画の見直しの必要性が生じている。（同29％以下）<br/>C：概ね計画どおりに進んでいる。（同79～60％） -：事業の廃止・中止</div> |                       |      |                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |             |             |                                                                                                                                                                                                                 |       |     |    |       |                                                                                                                                   |                                                                                                                 |
|                                                                                                                                                                                                                                 | No                    | 主要施策 | 事業概要                 | 担当課                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 評価          | 取組状況及び評価の根拠 | 評価事項<br>(単位)                                                                                                                                                                                                    | 令和5年度 |     |    | 事業の課題 | 今後の方針                                                                                                                             |                                                                                                                 |
|                                                                                                                                                                                                                                 |                       |      |                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |             |             |                                                                                                                                                                                                                 | 計画値   | 実績値 | 比率 |       |                                                                                                                                   |                                                                                                                 |
|                                                                                                                                                                                                                                 |                       | 3    | つくば市高齢者等買い物支援事業      | 身近な商店の減少や高齢化等により、日常生活に必要な食料品及び日用雑貨品等の買い物が困難な状況に置かれた高齢者等に対して、店舗等への移動支援事業及び移動販売事業を行います。<br>移動支援事業は、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設が協力機関となり、店舗等への移動支援を行います。<br>移動販売事業は、要件を満たした事業所が各関係機関との連携をとりながら、買い物困難地域への移動販売、買い物対象者の見守り等を行います。                                                                                               | 地域包括支援課     | B           | 市内3ルート（大穂店、万博記念公園店、学園の森店）で運行し、延べ151か所で移動販売を行った。<br>大穂店ルートは延べ約12,000人、万博店ルートは延べ約15,000人、学園の森店ルートは延べ約9,000人の利用実績となった。<br>要望のあった2地区について、新規で販売開始するための連絡調整を行った。。                                                     |       |     |    |       | 利用促進のために継続的に広報が必要である。高齢化率や需要の変化により、よりニーズの高い場所での販売ができるよう場所の選定や変更が必要である。<br>また、 買い物の機会のほか、高齢者の集いの場や活動の場として利用できるよう、活用方法について検討が必要である。 | 購買客が減少している場所については区長等と協議し、区会回覧等で周知を行う。また、よりニーズの高い場所で販売ができるように販売場所の選定を行っていく。<br>つくすまアプリと連携し、販売車の移動状況の情報発信を継続して行う。 |
|                                                                                                                                                                                                                                 |                       | 4    | 高齢者運賃割引証の交付          | 65歳以上のつくば市民を対象に、高齢者運賃割引証を交付し、つくバス、つくタク及びつくばね号の運賃の割引（半額）を行っています。                                                                                                                                                                                                                                                     | 総合交通政策課     | B           | 【取組状況】<br>交付対象者から申請があった際は、遅滞なくその場で割引証の交付を行っています。また、令和5年12月からは、つくすまアプリを活用した電子版の高齢者運賃割引証の発行も行っています。<br>【評価の根拠】<br>令和5年度つくば市高齢者運賃割引証交付件数 1,416件<br>令和5年度つくバス高齢者運賃割引証発行件数 101件<br><br>※計画に目標値を記載していないことから、B評価としました。 |       |     |    |       |                                                                                                                                   | 関係各所と連携し、引き続き交付を行ってまいります。                                                                                       |
|                                                                                                                                                                                                                                 |                       | 5    | 高齢者運転免許自主返納支援事業      | 高齢者の交通事故防止対策として、65歳以上の高齢者が自主的に運転免許を返納した場合に「つくバス」、「つくタク」の乗車券などを進呈し、運転免許返納の促進を図っています。<br>※「つくタク」の乗車券は、令和4年9月30日をもってチケット卸売販売が終了したため進呈を中止した。                                                                                                                                                                            | 防犯交通安全課     | B           | 令和5年度の返納者は299人であり、前年度に比べ減少は見られるが、返納者の数値は順調に推移している。<br>返納者：令和5年度（299人）<br>令和4年度（389人）<br>令和3年度（414人）<br>令和2年度（341人）                                                                                              |       |     |    |       | 車が生活に欠かせない移動手段となっている高齢者が多いため、公共交通機関の整備が必要である。                                                                                     | 高齢者による交通事故を未然に防止することを目的に、今後も積極的に高齢者運転免許自主返納支援事業を推進する。                                                           |
| 第5章 高齢者の住まいの確保と災害対応の強化                                                                                                                                                                                                          |                       |      |                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |             |             |                                                                                                                                                                                                                 |       |     |    |       |                                                                                                                                   |                                                                                                                 |
| 第1節 ニーズに合わせた多様な住まいの供給                                                                                                                                                                                                           |                       |      |                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |             |             |                                                                                                                                                                                                                 |       |     |    |       |                                                                                                                                   |                                                                                                                 |
| 1-1                                                                                                                                                                                                                             | 賃貸住宅、老人ホーム及び施設の供給と適正化 | 1    | 有料老人ホームの供給と適正化       | 有料老人ホームの市民ニーズを把握し、ニーズに応じた住宅供給を行うことを目標とします。<br>運営事業者は、「つくば市有料老人ホーム設置運営指導要項」及び「つくば市有料老人ホーム設置運営指導指針」を遵守するものとし、さらに、安定的かつ継続的な事業運営を確保するため、より質の高い運営に向け努力するよう市が指導・助言を行います。<br>また、高齢者への市内の有料老人ホームの情報提供も推進します。<br>・つくば市有料老人ホーム設置運営指導要綱の運用<br>・つくば市有料老人ホーム設置運営指導指針の運用の徹底<br>・市内有料老人ホームの情報提供<br>・運営実態把握のための立入検査                 | 高齢福祉課       | B           | 市内有料老人ホームについて、立入検査（定期検査）を4件実施した。<br>新規事業者に対して、「つくば市有料老人ホーム設置運営指導指針」に基づき指導を行った。<br>計画どおり事業を推進しているためB評価とする。                                                                                                       |       |     |    |       | 市内有料老人ホームにおいて、「つくば市有料老人ホーム設置運営指導指針」等を遵守し、適切な運営が行われるように、引き続き指導・助言を行っていく必要がある。                                                      | 引き続き、「つくば市有料老人ホーム設置運営指導指針」等を遵守するよう指導・助言を行う。                                                                     |
|                                                                                                                                                                                                                                 |                       | 2    | サービス付き高齢者向け住宅の供給と適正化 | 有料老人ホームの供給と同様に、市民ニーズに応じた住宅供給を行うことを目標とします。<br>住宅運営事業者は、「つくば市サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る事務取扱要綱」及び「つくば市サービス付き高齢者向け住宅設置運営指導指針」を遵守するものとし、さらに、住宅の安定的かつ継続的な事業運営を確保するため、より質の高い運営に向け努力するよう市が指導・助言を行います。<br><br>・つくば市サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る事務取扱要綱の運用<br>・つくば市サービス付き高齢者向け住宅設置運営指導指針の運用の徹底<br>・市内サービス付き高齢者向け住宅の情報提供<br>・運営実態把握のための立入検査 | 高齢福祉課・住宅政策課 | B           | 【高齢福祉課】登録更新時（5件）に審査を行い、適正な運営を行っていることを確認した。<br>計画どおり事業を推進しているためB評価とする。<br>【住宅政策課】登録申請のあった住宅について、「高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則」及びつくば市の事務取扱要項に基づき内容の審査を実施しています。令和5年度の登録更新のための審査件数は5件でした。                                  |       |     |    |       | 【高齢福祉課】「つくば市サービス付き高齢者向け住宅設置運営指導指針」等を遵守するよう引き続き指導・助言を行う必要がある。<br>【住宅政策課】特にありません。                                                   | 【高齢福祉課】引き続き、「つくば市サービス付き高齢者向け住宅設置運営指導指針」等を遵守するよう指導・助言を行う。<br>【住宅政策課】引き続き登録申請のあった住宅について、審査を実施します。                 |
|                                                                                                                                                                                                                                 |                       | 3    | 介護保険事業所の整備と方針        | 高齢者居宅生活支援事業の用に供する介護保険事業所について、日常生活圏域ごとの実情に応じた介護サービス提供体制の整備に努めます。                                                                                                                                                                                                                                                     | 高齢福祉課       | B           | 以下のとおり、居宅サービス事業所の新規指定を行った。<br>居宅介護支援：1事業所<br>訪問介護：3事業所<br>訪問看護：8事業所<br>短期入所生活介護：2事業所<br>地域密着型通所介護：1事業所<br>順調に整備を進めているため、B評価とする。                                                                                 |       |     |    |       | 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、居宅サービスを充実させていく必要がある。                                                                                  | 引き続き、関係機関との協力体制を拡充し、日常生活圏域ごとの実情に応じた介護サービス提供体制の整備に努める。                                                           |
|                                                                                                                                                                                                                                 |                       | 4    | 高齢者への市営住宅の供給         | 真に住宅に困窮する高齢者世帯に対しては、市営住宅抽選時の優遇措置などにより、高齢者世帯等の居住の安定確保に努めます。<br>高齢者単身世帯の増加に備えるため、建替えなどの際に、2DK以下の住宅を整備することを検討します。                                                                                                                                                                                                      | 住宅政策課       | B           | 令和5年度の市営住宅の入居については、年4回の定期募集（公募）を実施し、入居件数28件のうち高齢者世帯（高齢者単身世帯含む）は14世帯でした。<br>高齢者世帯に対しては、応募が重複した場合の抽選時に優遇措置を実施しています。                                                                                               |       |     |    |       | 特にありません。                                                                                                                          | 市営住宅の入居について、高齢者世帯に対しては、引き続き抽選時の優遇措置を実施していきます。また、高齢単身世帯の入居希望者が増加しているので、既存の市営住宅の募集時に、単身入居可能住宅の割合を増やすことを検討します。     |
| 第2節 適切な住まいに入居できるための情報提供の支援                                                                                                                                                                                                      |                       |      |                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |             |             |                                                                                                                                                                                                                 |       |     |    |       |                                                                                                                                   |                                                                                                                 |
| 1-1                                                                                                                                                                                                                             | 民間賃貸住宅への入居支援          | 1    | つくば市民間賃貸住宅情報提供事業     | 公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会土浦・つくば支部と協定を締結し、高齢者のみの世帯など、住宅に困窮する者に対し、低額家賃の民間賃貸住宅の情報を提供します。                                                                                                                                                                                                                                      | 住宅政策課       | B           | 低額な民間賃貸住宅の情報を窓口で提供しています。令和5年度は、情報提供件数8件でした。                                                                                                                                                                     |       |     |    |       | 特にありません。                                                                                                                          | 市営住宅の案内に加え、希望により低額な民間賃貸住宅の情報を保有する協力不動産業者の一覧を提供していきます。                                                           |

つくば市高齢者福祉計画（第8期）施策進捗状況評価表 令和5年度用

【評価基準】 達成率の数値どおりでなく、内容も含めてご検討していただいた上で、評価をお願いします。  
A：計画を先行して進んでいる。（達成率 101%以上） D：計画に遅れが生じており、努力が必要である。（同59～30%）  
B：計画どおりに進んでいる。（同100～80%） E：計画の見直しの必要性が生じている。（同29%以下）  
C：概ね計画どおりに進んでいる。（同79～60%） -：事業の廃止・中止

|                       | No                      | 主要施策                  | 事業概要                                                                                                                  | 担当課                                                                                                                                                                                                                                                                     | 評価    | 取組状況及び評価の根拠                                                      | 評価事項<br>(単位)                                                                                                                                                         | 令和5年度        |       |       | 事業の課題                                                                                                      | 今後の方針                                                                                        |                                                     |
|-----------------------|-------------------------|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
|                       |                         |                       |                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                         |       |                                                                  |                                                                                                                                                                      | 計画値          | 実績値   | 比率    |                                                                                                            |                                                                                              |                                                     |
| と住み替え住宅の情報提供          | 2                       | 居住支援団体等の情報提供          | 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の規定の基づき、茨城県の審査を経て登録された民間の居住支援法人やセーフティネット住宅の情報を提供することで、高齢者等の住宅確保要配慮者が適切な住宅の選択ができるように支援します。 | 住宅政策課                                                                                                                                                                                                                                                                   | B     | セーフティネット住宅等の情報を窓口や電話案内により提供しました。                                 |                                                                                                                                                                      |              |       |       | 特にありません。                                                                                                   | 市営住宅の案内に加え、希望によりセーフティネット登録住宅等の情報を提供していきます。                                                   |                                                     |
|                       | 3                       | 住宅資産を活用した住み替え制度等の情報提供 | 高齢者が所有する住宅資産を活用し、希望する高齢者向け住宅等に住み替えるために、一般社団法人移住・住み替え支援機構によるマイホーム借上げ制度や独立行政法人住宅金融支援機構の高齢者向け返済特例制度の情報提供を行います。           | 住宅政策課                                                                                                                                                                                                                                                                   | B     | 市の窓口へ案内パンフレットを備え付けるとともに、市のホームページにおいて、「住まいの情報リンク集」内で情報提供を実施しています。 |                                                                                                                                                                      |              |       |       | 特にありません。                                                                                                   | 引き続き情報提供を実施していきます。                                                                           |                                                     |
| 第3節 安心安全な居住環境の確保      |                         |                       |                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                         |       |                                                                  |                                                                                                                                                                      |              |       |       |                                                                                                            |                                                                                              |                                                     |
| 1-1                   | 高齢者に適した居住環境を有する住宅の促進    | 1                     | 住宅改修（バリアフリーフォーム）の促進                                                                                                   | 高齢者が安心して快適な生活を営むことができるよう、自宅で居住する高齢者の自立した生活や介護しやすい環境を備えるための住宅改修を促進します。<br>高齢者と日々接している介護・福祉・保健医療の専門家（ケアマネジャー等）と、住宅改修の内容を相談し、改修費用の金銭的負担の軽減を行います。                                                                                                                           | 介護保険課 | B                                                                | 申請内容を精査し、高齢者の状況に応じた住宅改修を行えるように関係者との連絡調整を行った。また支給件数が前年度比で増加しており、高齢者の暮らしを支えるサービスとして事業運営ができている。                                                                         |              |       |       | 住宅改修の内容については、高齢者の自立した生活や介護しやすい環境を備えるための内容となるよう、ケースごとに精査する必要がある。                                            | 引き続きホームページや出前講座等で介護保険での住宅改修について周知を行うとともに、必要に応じた改修内容となるよう精査をしていく。                             |                                                     |
|                       |                         | 2                     | 市営住宅のバリアフリー化                                                                                                          | 既存の市営住宅の大規模改修にあたっては、手すりの設置、屋内の段差解消等の配慮に努め、そのほか個別ニーズに対応した改修によりバリアフリー化を推進します。<br>市営住宅の建替えにあっては、高齢者等へ配慮した構造、間取り等とし市営住宅に相応しい住宅とします。                                                                                                                                         | 住宅政策課 | B                                                                | 社会資本整備総合交付金を活用した「第2次つくば市市営住宅長寿命化計画」に基づく市営住宅の大規模改修工事として、令和5年度は台町団地（14戸）及び金田住宅1A棟（12戸）の浴室改修工事を実施し、床段差の小さい仕様とするとともに、手すりを設置しました。                                         |              |       |       | 特にありません。                                                                                                   | 令和3年（2021年）3月に策定した第2次つくば市市営住宅長寿命化計画の、改善事業の実施方針、建替え事業の実施方針に基づき、高齢者が安心・安全に居住できるように事業を進めます。     |                                                     |
|                       |                         | 3                     | ユニバーサルデザインによる住まいづくりの普及啓発                                                                                              | 誰もが安全で安心して快適に住み続けられる住宅を普及させるため、つくば市ユニバーサルデザイン基本方針に基づき、啓発活動の実施に努めます。<br>また、実施に当たっては、米ノースカロライナ州立大学併設の研究機関のロナルド・メイスらが提唱したユニバーサルデザインの7原則に配慮します。                                                                                                                             | 高齢福祉課 | B                                                                | 高齢者や介護サービス事業者などからの問い合わせに対し、つくば市ユニバーサルデザイン基本方針により情報提供している。<br>計画どおり事業を推進しているためB評価とする。                                                                                 |              |       |       | ユニバーサルデザインの基本方針の普及のために、市民、事業者等との連携を行っていく必要がある。                                                             | 関係部署と連携し、「つくば市ユニバーサルデザイン基本方針」に基づき啓発活動を推進していく。                                                |                                                     |
| 1-2                   | 安心した日常生活を営むための地域支援体制の構築 | 1                     | 高齢者居宅生活支援体制の確保                                                                                                        | 第4章「ひとり暮らし高齢者等の在宅生活の支援」の中で、日常生活に必要なサービスの充実や、ひとり暮らし・高齢者世帯の見守りの充実を目的とした事業について示しています。                                                                                                                                                                                      | 高齢福祉課 | B                                                                | 布団丸洗い乾燥事業、つくば市高齢者日常生活支援事業（すけっとくん）、緊急通報システム事業、つくば市宅配食事サービス事業等を実施し、日常生活に必要なサービスの充実やひとり暮らし・高齢者世帯の見守りの充実を図れた。<br>計画どおり事業を推進しているためB評価とする。                                 |              |       |       | 高齢者福祉計画に内包する「つくば市高齢者居住安定確保計画」の部分であるため、詳細な記載はしない。<br>（各事業の課題、方針については、「ひとり暮らし高齢者等の在宅生活の支援」で記載）               | 高齢者福祉計画に内包する「つくば市高齢者居住安定確保計画」の部分であるため、詳細な記載はしない。<br>（各事業の課題、方針については、「ひとり暮らし高齢者等の在宅生活の支援」で記載） |                                                     |
| 第4節 地震等災害に強い住まいづくり    |                         |                       |                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                         |       |                                                                  |                                                                                                                                                                      |              |       |       |                                                                                                            |                                                                                              |                                                     |
| 1-1                   | 地震等災害に強い住まいづくり          | 1                     | 耐震改修の促進                                                                                                               | 耐震性の低い住宅では、地震だけでなく自然災害による被害も大きくなり、生命が脅かされる危険性が高くなります。高齢者の生命、財産を守るために、木造住宅耐震診断士の派遣や木造住宅耐震改修費補助により昭和56年以前に建築された旧耐震基準による住宅を主な対象として耐震改修の促進を図ります。                                                                                                                            | 建築指導課 | C                                                                | 耐震診断士派遣事業及び耐震改修費補助事業に関して、市報、ホームページに募集案内を掲載している。<br>令和5年度の耐震診断士の派遣件数は募集枠7件に対して6件、耐震改修費補助の実施は募集枠1件に対して1件となっているため、概ね計画どおりに進んでいるとして評価Cとする。                               |              |       |       | 耐震改修費補助事業においては、住宅の耐震化の重要性について十分理解されていないことから、市の無料耐震診断後に耐震改修に進む件数が少ない。                                       | 市民が足を運びやすいよう各地区の交流センター等で無料耐震相談会を実施し、耐震化の重要性について啓発活動を行う。                                      |                                                     |
|                       |                         | 2                     | 家庭のできる地震対策の普及                                                                                                         | 災害時に自身の身と財産を守るため、家具等の転倒防止対策や、窓や棚などのガラス飛散防止対策の普及に努めます。                                                                                                                                                                                                                   | 危機管理課 | B                                                                | ホームページや広報紙による周知のほか、出前講座、防災イベントを実施し、家庭のできる防災対策についての啓発を行った。計画どおり事業を推進しているためB評価とする。                                                                                     |              |       |       | 家庭のできる防災対策は自助としての備えであり、防災対策を行う家庭を増やすためには市民の防災意識を向上させることが必要である。                                             | 市民の防災意識を向上させるため、引き続き啓発に努める。                                                                  |                                                     |
|                       |                         | 3                     | 介護施設等の災害対策の強化                                                                                                         | 大地震等を想定した介護施設等の耐震対策、非常食の確保の義務付け、緊急時の連絡体制の整備等を中心に災害対策を整備し、電気・水道などインフラ等が停止した場合でも対応できる施設整備に努めます。<br>また、平成27年9月11日に消防法の改正により、介護施設等のスプリンクラー設備や火災報知器、自動火災報知装置の設置の義務対象が拡充されています。<br>介護保険施設等指導検査実施時には防犯訓練の実施の状況の記録や、非常口の確保、消火器の使用期限と点検年月日の確認及び管理会社の有無の確認・指導を行い、施設の災害意識の向上に努めます。 | 高齢福祉課 | B                                                                | 施設の大規模改修・修繕等について、事業所のニーズに応じて補助金を交付し整備を進め、災害対策を推進した。また、介護施設等の指導監査時に防火対策の確認を行った。<br>計画どおり事業を推進しているためB評価とする。                                                            |              |       |       | 補助金額には上限があり、また事業者の自己負担もあるため、災害対策が充分にできない場合も出てくる。<br>国・県からの補助金等の情報を適切に周知し、事業所のニーズに応えられるよう手続きをすすめ、災害対策を促進する。 | 新規対象事業については重点的に周知し、状況に応じた災害対策ができるよう支援していく。                                                   |                                                     |
|                       |                         | 4                     | つくば市避難行動要支援者制度                                                                                                        | 東日本大震災の教訓による災害対策基本法の改正を受け、災害時の避難の際に支援が必要な方（避難行動要支援者）を対象とする「避難行動要支援者名簿」を作成し、随時更新していきます。この名簿に基づき、要支援者本人の同意により平常時から警察機関、消防機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等関係者に名簿情報（氏名、住所、連絡先、避難支援を必要とする事由等）の提供を行い、災害に備えた避難計画や日頃の見守りに活用します。                                               | 社会福祉課 | B                                                                | 平成29年度より避難行動要支援者名簿を作成し、名簿情報の提供について同意を得られた方の情報を避難支援者等関係者に提供した。                                                                                                        |              |       |       | 避難行動要支援者名簿の掲載者に対して、避難支援等関係者への名簿情報提供の同意について確認する文書を送付しているが、返送率は約50%に留まっており、そのうち同意率は、約45%に留まっている。             | 名簿情報の外部への情報提供の同意に関する文書への未返答の方に対し、再度通知を発送するなどして同意者数を増やす取り組みを行っている。                            |                                                     |
| 第6章 介護保険サービスの充実と制度の活用 |                         |                       |                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                         |       |                                                                  |                                                                                                                                                                      |              |       |       |                                                                                                            |                                                                                              |                                                     |
| 第1節 介護サービス事業所の整備・質の向上 |                         |                       |                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                         |       |                                                                  |                                                                                                                                                                      |              |       |       |                                                                                                            |                                                                                              |                                                     |
| 1-1                   | 適切な介護サービス事業所の整備の推進      | 1                     | 介護事業所・施設の整備                                                                                                           | 介護保険事業計画に基づいて、必要な介護事業所・施設を整備していきます。                                                                                                                                                                                                                                     | 高齢福祉課 | B                                                                | 特別養護老人ホーム新設1施設（70床）、増床2施設（40床×2施設）及び介護老人保健施設増床1施設（20床）の整備が完了した。<br>計画どおり事業を推進しているためB評価とする。                                                                           |              |       |       | 引き続き、計画に基づき整備を推進する。                                                                                        | 第9期高齢者福祉計画に基づき、令和6年度に公募及び事業者の選定を行う。                                                          |                                                     |
| 1-2                   | 介護サービスの質の向上             | 1                     | 要介護（支援）認定の適正化                                                                                                         | 介護保険制度における要介護（支援）認定については、全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に行わなければなりません。また、認定申請受付後の認定調査、主治医意見書提出等を迅速に行うことが求められています。サービスを必要とする被保険者を認定するために、適正な認定調査及び認定審査会における審査判定を徹底して実施します。                                                                                                         | 介護保険課 | B                                                                | 新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱が原則終了したことにより、前年度はその有効期間満了による更新申請の増加に伴い審査判定件数が増加したが、令和5年度は審査判定件数が、新型コロナウイルス感染拡大前の水準に戻ってきた状況である。また、ICT（Zoom）を活用した審査会を開催し、迅速な要介護認定事務の実施に努めた。 | 認定審査数<br>（件） | 6,900 | 5,407 | 78.36%                                                                                                     | 2年に1度、介護認定審査会委員の改選があることから、審査判定基準に係る質の確保が必要である。                                               | 県実施の研修等に積極的に参加するほか市独自の研修を開催するなど要介護認定適正化に向けて取り組みを行う。 |



つくば市高齢者福祉計画（第8期）施策進捗状況評価表 令和5年度用

【評価基準】 達成率の数値どおりでなく、内容も含めてご検討していただいた上で、評価をお願いします。  
A：計画を先行して進んでいる。（達成率 101％以上） D：計画に遅れが生じており、努力が必要である。（同59～30％）  
B：計画どおりに進んでいる。（同100～80％） E：計画の見直しの必要性が生じている。（同29％以下）  
C：概ね計画どおりに進んでいる。（同79～60％） -：事業の廃止・中止

|                   |                    | No | 主要施策                                                                 | 事業概要                                                                                                                                                                                                                           | 担当課                                                                                  | 評価                                                   | 取組状況及び評価の根拠                                                                                                                                                                                    | 評価事項<br>(単位)                                                        | 令和5年度 |       |                            | 事業の課題                                                                                         | 今後の方針                                                                                                           |
|-------------------|--------------------|----|----------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|-------|-------|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                   |                    |    |                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                      |                                                      |                                                                                                                                                                                                |                                                                     | 計画値   | 実績値   | 比率                         |                                                                                               |                                                                                                                 |
|                   |                    | 2  | 介護予防ケアマネジメント事業                                                       | 高齢者が要介護（支援）状態になることを予防するため、その心身の状況等に応じ、対象者自らの選択（希望）に基づき必要な援助を行っています。                                                                                                                                                            | 地域包括支援課                                                                              | B                                                    | つくば市で作成している介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務手順書を元に、委託地域包括支援センター主任介護支援専門員が中心となり、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントガイドラインを作成した。介護支援専門員とも共有し、介護予防を目的とし、利用者自らが必要な選択できるよう支援体制を構築している。                                          |                                                                     |       |       |                            | 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントについて、経験が浅い介護支援専門員には、事業所管理者だけでなく地域の主任介護支援専門員も、利用者主体のケアマネジメントの在り方を助言する必要がある。 | 介護支援専門員間で利用者主体のケアマネジメントが継続して行えるよう、つくばケアマネジャー連絡会や地域ケア会議後等に、主任介護支援専門員が助言役となり意見交換会を実施していく。                         |
|                   |                    | 3  | ケアマネジメント等の適正化                                                        | 利用者の「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向け、居宅介護（介護予防）サービス計画について、介護支援専門員資格を有する市職員とサービス計画を作成した介護支援専門員がともに確認検証を行うことで、個々の利用者が真に必要なサービスを確保し、適正なケアプランの作成の推進に努めています。                                                                                | 介護保険課                                                                                | B                                                    | 対面方式によりケアプランの確認検証を行うことで、適正なケアプランの作成を推進し、個々の利用者が真に必要なサービスを提供するための一助となった。                                                                                                                        | 実確認数<br>(件)                                                         | 60    | 36    | 60.00%                     | 利用者へ対し、適正な介護保険制度が提供されているかを継続して把握する必要がある。                                                      | ケアマネジメントの適正化及び質の向上を目指すためには、継続してケアプランの確認検証を行っていく。                                                                |
|                   |                    | 4  | 住宅改修等の適正化                                                            | 住宅改修費の支給について、利用者宅の訪問調査や工事見積書の点検等を行います。また、福祉用具の貸与や購入についても、貸与事業者や介護支援専門員（ケアマネジャー）への聞き取り調査等を行い、利用者の身体の状態に応じた必要なサービス提供の確認を行っています。                                                                                                  | 介護保険課                                                                                | B                                                    | 実地調査を要するケースは無かったため、訪問調査は行っていないが、申請を受け付けたケースについては改修内容を全件確認するとともに、必要に応じて事業者やケアマネジャーから聞き取り調査を行った。また、福祉用具の貸与や購入については、利用者の身体の状態に応じた必要なサービス提供の確認を随時行っている。                                            | 延べ確認数<br>(件)                                                        | 60    | 0     | 0.00%                      | 利用者の身体の状態に応じた必要なサービスを提供するためには、継続して聞き取り調査等を行う必要がある。                                            | 引き続き、住宅改修や福祉用具の貸与や購入があった際には、利用者の身体の状態に応じた必要なサービス提供の確認を行う。                                                       |
|                   |                    | 5  | 事業者のサービス提供及び介護報酬請求の適正化                                               | 事業者のサービス提供及び介護報酬請求の適正化について、県、市、国保連が一層連携して、すべての事業者がルールを順守したサービス提供及び介護報酬の請求ができるように支援及び指導しています。介護給付費通知の送付を年2回行い、介護給付等に要する費用への理解を求めるとともに、利用者が受けたサービス等の確認を行います。                                                                     | 介護保険課                                                                                | B                                                    | 年間を通じて、県や国保連と連携し、事業者が適正なサービスを提供出来るよう指導を行った。また、利用者が受けたサービス等の確認及び介護給付等に要する費用への理解を求めるため、介護保険利用者へ給付費通知を年2回発送した。                                                                                    |                                                                     |       |       |                            | 利用者の状況に応じた適正なサービスを提供するためには、関係機関と連携し、事業所等への指導や聞き取り調査等を行う必要がある。                                 | 引き続き、年間を通じて関係機関と連携し、事業所等への指導や聞き取り調査等を行っていくとともに、介護給付等に要する費用への理解等を求めるため、介護給付費通知を年に2回送付する。                         |
|                   |                    |    | 6                                                                    | つくば市看取り介護給付金事業                                                                                                                                                                                                                 | 人生の最終段階においても住み慣れた場所で暮らし続けたいという施設入所者の希望に対応し、対象施設における高齢者の看取り体制の推進を図ることを目的として給付金を交付します。 | 高齢福祉課                                                | B                                                                                                                                                                                              | 給付件数は毎年増加傾向であり、11施設、92名分の申請があり、給付金を交付した。<br>計画どおり事業を推進しているためB評価とする。 |       |       |                            |                                                                                               | 事業の目的を理解していただくため、周知が必要である。                                                                                      |
| 7                 | つくば市要介護度改善ケア給付金事業  |    | 施設職員の意欲向上及び良質な介護サービスの継続的な提供に資することを目的とし、高齢者の要介護度が改善された場合に給付金を交付しています。 | 高齢福祉課                                                                                                                                                                                                                          | B                                                                                    | 10施設、15名分の申請に対し、給付金を交付した。<br>計画どおり事業を推進しているためB評価とする。 |                                                                                                                                                                                                |                                                                     |       |       | 事業の目的を理解していただくため、周知が必要である。 | 引き続き、事業周知を継続し、施設職員の意欲向上及び良質な介護サービスの継続的な提供を促進する。                                               |                                                                                                                 |
| 1-3               | 介護サービス事業所の指導・監査の強化 | 1  | 介護サービス事業所の指導及び監査                                                     | 平成25年4月1日から、茨城県より、介護保険法等の事業認可等に関する権限がつくば市に移譲されたため、市内の介護サービス事業所に対し、「介護給付等対象サービス」の質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的として、介護保険法第24条及び関係法令等の規定に基づき、指導及び監査を実施します。                                                                                | 社会福祉課                                                                                | B                                                    | 年次計画を作成し、市内の介護サービス事業所に対し、介護保険法第24条及び関係法令等の規定に基づき、指導及び監査を実施した。<br><br>(参考)<br>・R6予定 70施設<br>・R5実績 60施設                                                                                          | 監査数<br>(件)<br>※計画値は予定数                                              | 39    | 60    | 154%                       | 年々、細分化する監査項目と増加を続ける事業所数に対応して、指導及び監査を実施していく必要がある。                                              | 外部研修等に参加し、指導及び監査に必要な知識を習得することにより、業務の向上を図る。                                                                      |
| 1-4               | 介護人材の確保            | 1  | 介護人材の処遇改善とキャリアアップの構築                                                 | 令和元年度の介護報酬改定において、介護職員の確保・定着につなげていくため、処遇改善加算に加え、介護職員等特定処遇改善加算を創設され、経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、更なる改善が行われています。                                                                                                                           | 高齢福祉課                                                                                | B                                                    | 事業者が介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算を取得することで、介護職員の収入増加と人材確保に努めている。<br>計画どおり事業を推進しているためB評価とする。                                                                                        |                                                                     |       |       |                            | 令和6年度から従来の3つの処遇改善加算が1本化され、区分や算定要件が見直されたため、周知が必要である。                                           | 新しい処遇改善加算の概要や算定方法等について事業所に周知し、介護職員の収入増加及び人材確保を図る。                                                               |
|                   |                    | 2  | つくば市介護職員就労スタートアップフォロー給付金                                             | つくば市内の介護事業所等に新規で勤務を開始した方又は長期離職から復帰した方に対し、一定の条件を満たした場合に給付金を交付します。                                                                                                                                                               | 高齢福祉課                                                                                | B                                                    | 52名に給付金を交付した。<br>計画どおり事業を推進しているためB評価とする。                                                                                                                                                       |                                                                     |       |       |                            | 事業が広く周知されるよう、つくば市ホームページや広報紙への掲載、介護事業所への連絡等様々な方法での広報を行っていく必要がある。                               | 本市における良質な介護サービスを持続的に確保していくため、介護人材の確保をすることが急務となっている。つくば市ホームページや広報紙への掲載、介護事業所への連絡を通して事業の周知を充実させ、介護の担い手の育成と確保に努める。 |
|                   |                    | 3  | つくば市介護職員キャリアアップ費用給付金                                                 | つくば市内の介護事業所等に勤務している方で、介護職員初任者研修または実務者研修を修了した方に対し、一定の条件を満たした場合に給付金を交付します。                                                                                                                                                       | 高齢福祉課                                                                                | B                                                    | 2名に給付金を交付した。<br>計画どおり事業を推進しているためB評価とする。                                                                                                                                                        |                                                                     |       |       |                            | 事業が広く周知されるよう、つくば市ホームページや広報紙への掲載、介護事業所への連絡等様々な方法での広報を行っていく必要がある。                               | 利用者数の増加を目指し、スタートアップフォロー給付金とあわせて、事業の周知を行い、介護の担い手の育成と確保に努める。                                                      |
|                   |                    | 4  | つくば市介護ロボット導入支援事業                                                     | つくば市内の介護サービス事業所を対象に、働きやすい職場環境の整備及び介護従事者の確保を目的として、平成28年度に国の補助金により、日常生活支援における、移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り、入浴支援のいずれかの場面において介護従事者の負担軽減や業務の効率化を図る介護ロボットを導入する費用の補助を行いました。                                                                     | 高齢福祉課                                                                                | B                                                    | 茨城県地域医療介護総合確保基金事業補助金（大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費）を活用し、介護付きホーム1施設に対して、見守り機器の導入に伴う通信環境整備のための費用の補助を行った。<br>県の補助事業（茨城県ロボット介護機器普及支援事業及びICT導入支援事業）についても周知を行い活用を促した。<br>計画どおり事業を推進しているためB評価とする。 |                                                                     |       |       |                            | 県の補助金についての事業所への情報提供を充実させる必要がある。                                                               | 引き続き、介護ロボットの活用を促し、介護従事者の負担軽減や業務の効率化を図っていく。                                                                      |
| 第2節 低所得者の利用負担等の軽減 |                    |    |                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                      |                                                      |                                                                                                                                                                                                |                                                                     |       |       |                            |                                                                                               |                                                                                                                 |
| 1-1               | 低所得者の利用負担等の軽減      | 1  | 社会福祉法人による利用者負担額減免事業                                                  | 低所得者で生計が困難である方に対して、介護保険サービスを提供する社会福祉法人が社会的役割にかんがみ、利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とする制度です。<br>この制度は、社会福祉法人にも負担が生じるため、軽減の実施に関しては各社会福祉法人に任されています。社会福祉法人が低所得者に対して利用者負担の軽減を実施する際には、市が該当する社会福祉法人に対して一定額を助成することで、利用者の負担軽減を図ります。 | 介護保険課                                                                                | B                                                    | 社会福祉法人の利用者のうち、低所得者で特に生活が困難である方の負担を軽減することができた。                                                                                                                                                  | 実認定者数<br>(人)                                                        | 42    | 58    | 138%                       | 継続して利用者負担を軽減するためには、社会福祉法人の協力が不可欠である。<br>また、利用促進のため制度について、市民やケアマネジャーへの周知が必要である。                | 利用者負担を軽減するため、引き続き制度の周知等を行うとともに、社会福祉法人に対して協力依頼を行っていく。<br>また、制度の利用促進のため、ホームページや広報など様々な媒体を利用して周知する。                |
|                   |                    | 2  | 特定入所者介護（予防）サービス費事業                                                   | 介護保険施設の入所又は短期入所を利用した場合に、介護費用以外に食費、居住費の負担が発生します。低所得者の世帯に対して過重な負担増により施設入所が困難になることがないよう、所得や預貯金等の資産状況に応じた定額の負担限度額を設けることにより、食費、居住費の一部を給付し負担軽減を図ります。                                                                                 | 介護保険課                                                                                | B                                                    | 更新手続きを円滑に進めることで、対象者が介護保険施設やショートステイを利用したときの食費・居住費の利用者負担の軽減を図ることができた。                                                                                                                            | 実認定者数<br>(人)                                                        | 1,650 | 1,351 | 81.88%                     | 課税情報や預貯金の額により制度が該当するかどうか異なるため、利用者が引き続き制度を利用するためには、毎年更新手続きを行う必要がある。                            | 更新手続きをスムーズに行うため、HP等で周知を行うとともに、利用者や事業書宛てに文書等でお知らせを行う。                                                            |

つくば市高齢者福祉計画（第8期）施策進捗状況評価表 令和5年度用

【評価基準】 達成率の数値どおりでなく、内容も含めてご検討していただいた上で、評価をお願いします。  
A：計画を先行して進んでいる。（達成率 101％以上） D：計画に遅れが生じており、努力が必要である。（同59～30％）  
B：計画どおりに進んでいる。（同100～80％） E：計画の見直しの必要性が生じている。（同29％以下）  
C：概ね計画どおりに進んでいる。（同79～60％） -：事業の廃止・中止

|                  |              | No | 主要施策                                  | 事業概要                                                                                                                                                                               | 担当課   | 評価 | 取組状況及び評価の根拠                                                              | 評価事項<br>（単位） | 令和5年度  |        |        | 事業の課題                                  | 今後の方針                                                                                                          |
|------------------|--------------|----|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|----|--------------------------------------------------------------------------|--------------|--------|--------|--------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                  |              |    |                                       |                                                                                                                                                                                    |       |    |                                                                          |              | 計画値    | 実績値    | 比率     |                                        |                                                                                                                |
|                  |              | 3  | 高額介護（予防）サービス費事業<br>高額医療・高額介護合算サービス費事業 | 介護保険サービスの利用者負担が著しく高額にならないように、世帯での負担合計が一定の上限（負担上限額）を超えた場合には、その超えた分を給付し、利用者負担を軽減します。<br>また、高額医療・高額介護合算サービス費は、医療費と介護費の負担が著しく高額にならないように、医療費と介護費を合算した負担額が一定の上限を超えた場合は、その超えた分の払い戻しを行います。 | 介護保険課 | B  | 利用者負担が高額になった方に、適切な申請勧奨を行うことで、サービス利用者に対してスムーズに費用の一部を助成し、利用者負担を軽減することができた。 | 延べ利用者数（人）    | 27,000 | 25,041 | 92.74％ | 介護保険制度に改正があった場合などは、すみやかに対象者へ周知する必要がある。 | 引き続き制度の説明を丁寧に行い、適切な申請勧奨や制度の周知を行う。                                                                              |
| 第3節 介護保険料の減免・細分化 |              |    |                                       |                                                                                                                                                                                    |       |    |                                                                          |              |        |        |        |                                        |                                                                                                                |
| 2-1              | 介護保険料の減免・細分化 | 1  | 保険料の減免                                | 介護保険制度での保険料の段階は、所得状況及び市民税の課税状況に応じて設定されていますが、災害や心身の重大な障害、失業、生活困窮等により、保険料の全部又は一部を納付することができない場合は、保険料の減免措置を行います。                                                                       | 介護保険課 | B  | 納入通知書裏面に減免制度について記載しているほか、ホームページ等で周知している。                                 |              |        |        |        | 減免制度について更なる周知が必要である。                   | 引続き、災害や心身の重大な障害、失業、生活困窮等により、保険料の全部又は一部を納付することができない場合は、保険料の減免措置を行う。<br>また、減免制度について、ホームページ、広報誌など様々な広報媒体を利用し周知する。 |
|                  |              | 2  | 保険料段階区分の細分化                           | 第8期計画の令和3年度から令和5年度の3年間の保険料段階区分について、所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行うため、引続き多段階化を実施します。                                                                                                          | 介護保険課 | B  | 段階区分の細分化により、安定した収納率を得ている。                                                |              |        |        |        | 負担能力に応じた保険料設定となるよう必要に応じて、適切な細分化を検討する。  | 近隣市町村の動向を注視しつつ、適切な細分化を検討する。                                                                                    |